

令和8年2月17日更新版

令和7年度 高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査 (公立高等学校)

高等学校入学者選抜に関する各都道府県の実施状況及び改善状況等を把握するため、公立高等学校（市町村立高等学校及び組合立高等学校も含む）の令和7年度入学者選抜について令和7年8月～9月に調査を実施

令和7年12月

令和7年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査 (公立高等学校)

目 次

基本情報

令和7年度入学者選抜を実施した公立高等学校数	1
------------------------	---

I. 受検機会の確保等に向けた取組

1. 令和7年度入試における感染症罹患者等への対応	
(1) 感染症罹患者等に対する受検機会の確保に係る対応	2
(2) 感染症以外の受検機会の確保の対象	5
2. 令和8年度入試における受検機会の確保に向けた対応	
(1) 令和8年度入試における受検機会の確保に係る対応	6
(2) 受検機会の確保の対象	9

II. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学選抜方法等の実施状況	
(1) 記入事項	10
(2) 学校内外のスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動等に関する記録	13
(3) 部活動に関する記録	14
(4) 外国語の外部試験の結果を用いた選抜	20
(5) 一般入試における英語の学力検査等	23
(6) 一般入試における面接、小論文・作文、実技検査等	24
(7) 一般入試における自己表現等	25
2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等	
(1) 志願者数が定員に満たない場合の可否の決定に関する方針	26
(2) 定員内不合格に関して、所管の高等学校に対して行っている取組等	27
(3) 令和7年度高等学校入学者選抜における定員内不合格となった者の数	
(4) (3)のうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格となった者の数	
(5) (4)のうち、進学希望があるにも関わらず進学先が定まらなかった者の数	
(6) 令和7年度高等学校入学者選抜における定員内不合格があった学校数	
(7) (6)のうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格があった学校数	29
3. 不登校経験のある生徒に対する配慮	
(1) 調査書等の提出	30
(2) 選抜における調査書等の取扱い	33
(3) その他(1)(2)以外の選抜における配慮	36
4. 障害のある生徒に対する配慮	38
5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）	
(1) 帰国生徒	39
(2) 外国人生徒	44

Ⅲ. 入学者選抜の改善状況

1. 入学者選抜の資料・方法における改善	49
2. デジタルを活用した取組状況	51
3. スクール・ポリシーの入学者選抜への活用状況	53

Ⅳ. 入試の点検等

入試ミスの把握

(1) 令和7年度の合格者確定後に発覚した入試ミスの件数及び追加合格者数	56
--------------------------------------	----

基本情報

令和7年度入学者選抜を実施した公立高等学校数

No.	都道府県	実数	全日制	定時制	通信制	合計(全日制＋定時制＋通信制)
1	北海道	215	206	40	1	247
2	青森県	46	43	6	3	52
3	岩手県	61	60	9	3	72
4	宮城県	71	68	12	1	81
5	秋田県	43	44	6	1	51
6	山形県	41	43	5	2	50
7	福島県	72	67	6	1	74
8	茨城県	90	85	12	1	98
9	栃木県	60	58	8	2	68
10	群馬県	63	61	14	4	79
11	埼玉県	136	131	24	1	156
12	千葉県	127	124	16	1	141
13	東京都	182	167	53	3	223
14	神奈川県	146	142	27	2	171
15	新潟県	81	73	10	2	85
16	富山県	39	34	6	1	41
17	石川県	45	40	6	1	47
18	福井県	25	24	7	1	32
19	山梨県	29	27	7	1	35
20	長野県	79	78	18	2	98
21	岐阜県	66	63	11	2	76
22	静岡県	89	90	19	1	110
23	愛知県	160	156	33	6	195
24	三重県	55	52	11	2	65
25	滋賀県	45	44	6	1	51
26	京都府	55	56	10	2	68
27	大阪府	142	140	20	1	161
28	兵庫県	146	131	23	2	156
29	奈良県	31	29	4	1	34
30	和歌山県	33	34	8	3	45
31	鳥取県	24	22	4	2	28
32	島根県	36	36	3	2	41
33	岡山県	62	52	11	1	64
34	広島県	88	85	15	2	102
35	山口県	46	47	7	1	55
36	徳島県	28	32	6	1	39
37	香川県	30	30	9	2	41
38	愛媛県	44	49	10	1	60
39	高知県	32	32	15	2	49
40	福岡県	102	98	20	1	119
41	佐賀県	32	32	6	1	39
42	長崎県	57	55	10	2	67
43	熊本県	49	52	8	1	61
44	大分県	39	39	4	1	44
45	宮崎県	36	34	5	2	41
46	鹿児島県	68	68	2	0	70
47	沖縄県	59	58	6	2	66
計		3,305	3,191	578	79	3,848

I. 受検機会の確保等に向けた取組

1. 令和7年度入試における感染症罹患患者等への対応 (1) 感染症罹患患者等に対する受検機会の確保に係る対応

No.	都道府県	ア 学力検査問題による追検査を実施又は準備	アの場合の実施人数	イ 学力検査問題以外（面接、小論文等）による追検査を実施又は準備	イの場合の実施人数	ウ 調査書等の書類のみによる選考を実施又は準備	ウの場合の実施人数	エ 別室での受検の実施又は準備	エの場合の実施人数
1	北海道	○	53	○	2			○	50
2	青森県	○	-			○	-	○	-
3	岩手県	○	18					○	30
4	宮城県	○	32			○	0	○	5
5	秋田県	○	6						
6	山形県	○	22					○	39
7	福島県	○	23	○	22			○	73
8	茨城県	○	30	○	4			○	30
9	栃木県	○	3	○	0			○	74
10	群馬県	○	13	○	0			○	13
11	埼玉県	○	-			○	-	○	-
12	千葉県	○	96	○	1			○	58
13	東京都	○	20	○	2			○	-
14	神奈川県	○	52	○	2			○	-
15	新潟県	○	38	○	1	○	0	○	31
16	富山県	○	7					○	-
17	石川県	○	1					○	9
18	福井県	○	4					○	16
19	山梨県	○	5	○	0			○	-
20	長野県	○	23					○	39
21	岐阜県	○	32					○	-
22	静岡県	○	-	○	-			○	-
23	愛知県	○	-			○	-	○	-
24	三重県	○	30	○	33				
25	滋賀県	○	8	○	3			○	6
26	京都府	○	5					○	1
27	大阪府	○	50	○	5			○	-
28	兵庫県	○	7					○	4
29	奈良県	○	2	○	0			○	-
30	和歌山県	○	11			○	0		
31	鳥取県	○	4	○	4			○	-
32	島根県	○	14						
33	岡山県	○	5	○	0			○	20
34	広島県			○	3			○	22
35	山口県							○	1
36	徳島県	○	4	○	4			○	-
37	香川県	○	1					○	52
38	愛媛県	○	10	○	0	○	0	○	49
39	高知県	○	4	○	4	○	0	○	-
40	福岡県	○ ※1	0	○ ※2	4			○	-
41	佐賀県	○	7					○	11
42	長崎県			○	2	○	3	○	1
43	熊本県	○	4					○	16
44	大分県	○	0	○	2			○	16
45	宮崎県	○	7	○	7	○	-	○	59
46	鹿児島県	○	13			○	0	○	141
47	沖縄県	○	24					○	-
計		44	688	25	105	11	3	43	866

注) 実施人数について、準備したが該当者がいなかった場合は「0」、人数を把握していない場合は「-」。

※1 福岡県・福岡市・久留米市のみ

※2 福岡県・福岡市・古賀高等学校組合のみ

I. 受検機会の確保等に向けた取組

1. 令和7年度入試における感染症罹患患者等への対応 (1) 感染症罹患患者等に対する受検機会の確保に係る対応

No.	都道府県	オ 事前の受検上の配慮についての相談を実施又は準備	オの場合の実施人数	カ 学力検査を受けられなかった者に対するその他特別の配慮を実施又は準備	カの場合の実施人数	キ その他の配慮を行う	キの場合の実施人数	ク ア～キのいずれも実施なし
1	北海道							
2	青森県	○	-					
3	岩手県	○	-					
4	宮城県	○	-			○	5	
5	秋田県							
6	山形県	○	-					
7	福島県	○	25					
8	茨城県							
9	栃木県							
10	群馬県							
11	埼玉県							
12	千葉県							
13	東京都	○	0					
14	神奈川県					○	-	
15	新潟県	○	-					
16	富山県							
17	石川県							
18	福井県							
19	山梨県							
20	長野県							
21	岐阜県							
22	静岡県							
23	愛知県	○	-					
24	三重県							
25	滋賀県							
26	京都府							
27	大阪府							
28	兵庫県	○	-			○	-	
29	奈良県							
30	和歌山県							
31	鳥取県	○	-					
32	島根県							
33	岡山県	○	0					
34	広島県	○	-					
35	山口県			○	-			
36	徳島県	○	-					
37	香川県							
38	愛媛県							
39	高知県							
40	福岡県	○ ※	-					
41	佐賀県							
42	長崎県	○	0					
43	熊本県							
44	大分県							
45	宮崎県	○	-	○	-			
46	鹿児島県	○	97					
47	沖縄県							
計		17	122	2	0	3	5	0

注) 実施人数について、準備したが該当者がいなかった場合は「0」、人数を把握していない場合は「-」。

※ 福岡県及び久留米市のみ

I. 受検機会の確保等に向けた取組

1. 令和7年度入試における感染症罹患患者等への対応
(1) 感染症罹患患者等に対する受検機会の確保に係る対応

No.	都道府県	オ、カ、キの具体的内容
1	北海道	
2	青森県	オ：受検に当たって特に配慮する必要がある者については、在学（出身）中学校の校長から出願先高等学校の校長へ事前に連絡をすることとしている。
3	岩手県	受検に特別な配慮が必要な場合には、事前に中学校から志願先高等学校へ相談した上で特別受検願を提出する。
4	宮城県	オ：中学校長は、配慮を要する者の学力検査及び面接等について、事前に志願する高等学校に連絡・調整の上、配慮の申請ができることを、選抜要項に記載。 キ：面接や実技をやむを得ない理由で受験できなかった場合は、同様の検査による追試験を実施。
5	秋田県	
6	山形県	中学校長は、必要がある場合は、志願先高等学校長に健康及び身体の状況について相談を行うことができる。
7	福島県	「障がいのある志願者に対する配慮」として、障がいのある志願者に限らず、疾病や負傷等により配慮が必要な志願者も対象とする。
8	茨城県	
9	栃木県	
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	配慮申請のあった場合に検討後、対応する予定で準備している。
14	神奈川県	志願者が必要な検査の一部を受検しなかった場合、それが志願者の急な病気や事故などの正当な事由によるときは、事由報告書を志願先の高等学校長あてに提出することで、高等学校長の判断により選考の対象となることがあり、正当な事由の場合は配慮を行うこととした。
15	新潟県	オ：感染症罹患患者等の受検上の措置申請等について、個別に相談を受け付けている。
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	
22	静岡県	
23	愛知県	受検上の配慮については、出身中学校長から志願先高等学校長へ事前に相談することとしている。
24	三重県	
25	滋賀県	
26	京都府	
27	大阪府	
28	兵庫県	オ：事前に中学校長と十分な協議をした上で、必要に応じた特別措置を行っている。 キ：2月に推薦入学・特色選抜、3月中旬に一般入試及び3月下旬に定時制・通信制再募集を実施しており、複数回の受検機会を設けている。
29	奈良県	
30	和歌山県	
31	鳥取県	感染症罹患等については、受検者から中学校長へ連絡、中学校長が志願先高等学校長へ連絡することとしている。志願先高等学校長は速やかに県教育委員会事務局高等学校課へ連絡をするとともに、別室での対応を検討することとしている。
32	島根県	
33	岡山県	個別の状況を考慮し、対応を協議することとしているが、実際の相談はなかった。
34	広島県	特別措置を希望する者は、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に願い出る。検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者で追検査の受験を希望する者は、出身中学校長を経由して志願先高等学校に願い出る。
35	山口県	学力検査を受検できなかった志願者については、高等学校長は、その事情を中学校長から聴取するとともに、学力検査に代わる資料を得るための適当な方法を講ずることとしており、学力検査に代わる資料と調査書等を資料として選抜を行っている。
36	徳島県	合理的配慮など、特別措置に関する相談。
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	志願者・保護者・中学校職員・高校職員による四者協議を行い、受検当日に必要な配慮事項について合意形成を図り、特別な措置を実施。
41	佐賀県	
42	長崎県	学校から別室受検に関する問い合わせ
43	熊本県	
44	大分県	
45	宮崎県	オ：面接順の繰り上げ等 カ：各高等学校長が、その検査に代わる他の適当な措置をとる
46	鹿児島県	問題拡大、時間延長、漢字にひらがなのルビふり、カタカナにひらがなのルビふり、リスニングの読み上げ
47	沖縄県	

I. 受検機会の確保等に向けた取組

1. 令和7年度入試における感染症罹患患者等への対応
(2) 感染症以外の受検機会の確保の対象

No.	都道府県	受検機会の確保の対象
1	北海道	月経随伴症状等、本人に帰責されない体調不良、大雪や暴風雪などにより交通機関の乱れなどの事態が予想される場合、受検者が試験場に向かう途中の事故に巻き込まれた場合、痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により本検査を受検できない者
2	青森県	病気、交通事故その他やむを得ない事由（月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等）
3	岩手県	月経随伴症状、検査当日の不慮の事態など、その他真にやむを得ない事情によるもの。
4	宮城県	発熱等のインフルエンザ様症状、月経随伴症状、自然災害、痴漢被害、試験会場に向かう途中の事件・事故に巻き込まれた場合、忌引きなど
5	秋田県	1次募集学力検査等実施日当日に、病気又は交通事情等やむを得ない事由により、学力検査の一部若しくは全部又は面接を欠いた者で、追検査受検の願い出のある者に対して追検査を行う。
6	山形県	真にやむを得ない理由により、本検査を受検できない者。（受検者又は受検者が乗る車の交通事故、月経随伴症状による体調不良等が考えられる）
7	福島県	・疾病や負傷等により、やむを得ず検査を欠席した者 ・試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等やむを得ない事由により検査等の欠席を余儀なくされた者
8	茨城県	急な入院等、やむを得ない事由により、受検することができなかった者
9	栃木県	月経随伴症状に伴う重篤な症状を呈する者など、本人に帰責されない合理的な理由により、本検査当日に別室での受検ができない者
10	群馬県	加療・入院、月経随伴症状、その他本人の責に帰さない理由
11	埼玉県	月経随伴症状、志願先高校へ向かう途中の事故、その他やむを得ない事由（事件に巻き込まれた場合や痴漢の被害にあった場合など）
12	千葉県	月経随伴症状、自然災害、事件・事故、忌引き等
13	東京都	月経随伴症、痴漢被害等、受検者本人の責めによらず、やむを得ない入院等
14	神奈川県	月経随伴症状、自然災害、事故・事件、痴漢の被害にあった場合等
15	新潟県	本人に帰責されない身体・健康上の理由、その他やむを得ない事情
16	富山県	月経随伴症状等、やむを得ない理由のある者
17	石川県	月経随伴症状の体調不良等、風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等
18	福井県	月経随伴症状等やむを得ない理由
19	山梨県	体調不良等（含む月経随伴症状）、公共交通機関の遅延、交通事故等不慮のやむを得ない事情
20	長野県	月経随伴症状等の体調不良、自然災害、事故・事件等
21	岐阜県	負傷など、やむを得ない事情
22	静岡県	病気その他のやむを得ない理由によるもの
23	愛知県	高等学校長がやむを得ないと認めた場合に認めている。 そのため、県教育委員会としては詳細を把握していない。
24	三重県	検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望するもの。（中学校長の意見書があれば、診断書を必要とせず、月経随伴症状や起立性調節障害等も対象に含む。）
25	滋賀県	月経随伴症状、自然災害、事件・事故等
26	京都府	やむを得ない理由による欠席（個別に定めていない） 例 ・身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等※）等 ・自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合、痴漢の被害に遭った場合等 ※ 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。
27	大阪府	自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件、痴漢被害、身体・健康上の理由（疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等
28	兵庫県	その他やむを得ない理由（月経随伴症状等の体調不良、疾病、負傷、事故・事件、痴漢の被害、自然災害等）
29	奈良県	月経随伴症状、不慮の事故による大怪我、保護者の葬儀等
30	和歌山県	やむを得ない事情があり、出願先の高等学校長が正当と認める場合
31	鳥取県	実施要項には「インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した者」と記載している。
32	島根県	・検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者 ・検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者 ・検査当日に、月経随伴症状等の体調不良等により、追検査を希望する者
33	岡山県	不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由（医師の診断書で証明される月経随伴症等による体調不良含む。）のもの
34	広島県	検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席の事由が大規模災害による罹災等又は月経随伴症状等の体調不良等、本人に帰責されない身体・健康上の理由であるもの
35	山口県	病気・事故等の本人に帰責されない理由で欠席した者
36	徳島県	急病、交通事故、天災地変その他やむを得ない理由（月経随伴症状等）。
37	香川県	本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（新型コロナウイルス感染症の罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む）
38	愛媛県	月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等
39	高知県	感染症以外の体調不良（発熱、月経随伴症状、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を含む）、事故等、やむを得ない事情により当日受検できなかった者に対しても、受検機会の確保している。
40	福岡県	【福岡県】 病名や症状によらず、本人に帰責されない身体・健康上の理由や事故等により学力検査当日の受検が困難と認められる者。 【福岡市】 月経随伴症状、自然災害、事件・事故等 【北九州市】 月経随伴症状 【久留米市】 月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等 【古賀組合】 自然災害、事件・事故等
41	佐賀県	急な疾病や本人の責に帰さないやむを得ない事情（月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等を含む）
42	長崎県	月経随伴症状、不慮の事故、保護者の葬儀等
43	熊本県	病気その他やむを得ない事情（事故、けが、月経随伴症状など、別室受検でも学力検査の受検が不可能な場合）
44	大分県	月経随伴症状等に伴う体調不良等
45	宮崎県	月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等、病気その他やむを得ない事情
46	鹿児島県	本人に帰責されないやむを得ない事情
47	沖縄県	月経随伴症状、事件・事故、急な入院、両親等の危篤・死亡、自然災害等

I. 受検機会の確保等に向けた取組

2. 令和8年度入試における受検機会の確保に向けた対応

(1) 令和8年度入試における受検機会の確保に係る対応

No.	都道府県	ア 学力検査問題による 追検査を準備	イ 学力検査問題以外 (面接、小論文等) による 追検査を準備	ウ 調査書等の書類のみ による選考を準備	エ 別室での受検を準備
1	北海道	○	○		○
2	青森県	○		○	○
3	岩手県	○			○
4	宮城県	○			○
5	秋田県	○			
6	山形県	○			○
7	福島県	○	○		○
8	茨城県	○	○		○
9	栃木県	○	○		○
10	群馬県	○	○		○
11	埼玉県	○		○	○
12	千葉県	○	○		○
13	東京都	○	○		
14	神奈川県	○	○		○
15	新潟県	○	○	○	○
16	富山県	○			○
17	石川県	○			○
18	福井県	○			○
19	山梨県	○	○		○
20	長野県	○			○
21	岐阜県	○			○
22	静岡県	○	○		○
23	愛知県	○			○
24	三重県	○	○		
25	滋賀県	○	○		○
26	京都府	○			○
27	大阪府	○	○		○
28	兵庫県	○			○
29	奈良県	○	○		○
30	和歌山県	○		○	
31	鳥取県	○	○		○
32	島根県	○			○
33	岡山県	○	○		○
34	広島県		○		○
35	山口県				○
36	徳島県	○	○		○
37	香川県	○			○
38	愛媛県	○	○	○	○
39	高知県	○	○	○	○
40	福岡県	○ ※1	○ ※2		○
41	佐賀県	○			○
42	長崎県		○	○	○
43	熊本県	○			○
44	大分県	○	○		○
45	宮崎県	○	○	○	○
46	鹿児島県	○		○	○
47	沖縄県	○			○
計		44	25	9	43

※1 北九州市を除く

※2 福岡県・福岡市・古賀高等学校組合のみ

I. 受検機会の確保等に向けた取組

2. 令和8年度入試における受検機会の確保に向けた対応

(1) 令和8年度入試における受検機会の確保に係る対応

No.	都道府県	オ 事前の受検上の配慮 についての相談	カ 学力検査を受けられ なかった者に対するその 他特別の配慮を準備	キ その他の配慮	ク ア～キのいずれも実 施なし
1	北海道				
2	青森県	○			
3	岩手県	○			
4	宮城県	○		○	
5	秋田県				
6	山形県	○			
7	福島県	○			
8	茨城県				
9	栃木県				
10	群馬県				
11	埼玉県			○	
12	千葉県				
13	東京都				
14	神奈川県			○	
15	新潟県	○			
16	富山県				
17	石川県	○			
18	福井県				
19	山梨県				
20	長野県		○		
21	岐阜県				
22	静岡県				
23	愛知県				
24	三重県				
25	滋賀県				
26	京都府				
27	大阪府				
28	兵庫県	○		○	
29	奈良県	○			
30	和歌山県				
31	鳥取県	○			
32	島根県	○			
33	岡山県	○			
34	広島県	○			
35	山口県		○		
36	徳島県	○			
37	香川県				
38	愛媛県				
39	高知県				
40	福岡県	○ ※			
41	佐賀県	○			
42	長崎県	○			
43	熊本県	○			
44	大分県				
45	宮崎県	○	○		
46	鹿児島県	○			
47	沖縄県				
計		20	3	4	0

※ 北九州市を除く

I. 受検機会の確保等に向けた取組

2. 令和8年度入試における受検機会の確保に向けた対応

(1) 令和8年度入試における受検機会の確保に係る対応

No.	都道府県	オ・カ・キの具体的内容
1	北海道	
2	青森県	オ：受検に当たって特に配慮する必要がある者については、在学（出身）中学校の校長から出願先高等学校の校長へ事前に連絡をすることとしている。
3	岩手県	受検に特別な配慮が必要な場合には、事前に中学校から志願先高等学校へ相談した上で特別受検願を提出する。
4	宮城県	オ：中学校長は、配慮を要する者の学力検査及び面接等について、事前に志願する高等学校に連絡・調整の上、配慮の申請ができることを、選抜要項に記載。 キ：面接や実技をやむを得ない理由で受験できなかった場合は、同様の検査による追試験を実施。
5	秋田県	
6	山形県	中学校長は、必要がある場合は、志願先高等学校長に健康及び身体状況について相談を行うことができる。
7	福島県	「障がいのある志願者に対する配慮」として、障がいのある志願者に限らず、疾病や負傷等により配慮が必要な志願者も対象とする。
8	茨城県	
9	栃木県	
10	群馬県	
11	埼玉県	県立小児医療センターへ入院している生徒が県立高等学校を志願している場合、医師の判断を踏まえ、県教育委員会が定めた場所で学力検査を受検できる対応を検討している。
12	千葉県	
13	東京都	
14	神奈川県	志願者が必要な検査の一部を受検しなかった場合、それが志願者の急な病気や事故などの正当な事由によるときは、事由報告書を志願先の高等学校長あてに提出することで、高等学校長の判断により選考の対象となることがあり、正当な事由の場合は配慮を行うこととしている。
15	新潟県	オ：感染症罹患、体調不良者等の受検上の措置申請等について、個別に相談を受け付けている。
16	富山県	
17	石川県	該当する生徒に関して、必要な配慮の内容や中学校での対応状況を確認等
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	定時制に限り再募集に志願することができる。
21	岐阜県	
22	静岡県	
23	愛知県	
24	三重県	
25	滋賀県	
26	京都府	
27	大阪府	
28	兵庫県	オ：事前に中学校長と十分な協議をした上で、必要に応じた特別措置を行っている。 キ：2月に推薦入学・特色選抜、3月中旬に一般入試及び3月下旬に定時制・通信制再募集を実施しており、複数回の受検機会を設けている。
29	奈良県	オ：中学校長は、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合は、高校教育課長に事前に連絡の上、協議する。
30	和歌山県	
31	鳥取県	出願前及び出願時に出身中学校の校長を経由して、受検上の配慮の申請を行うことができることとしている（配慮申請書の提出。）
32	島根県	検査時における特別な配慮や支援を必要とする志願者がいる場合、当該生徒の在籍又は出身の中学校等の校長が、島根県教育委員会及び志願先として検討している公立高等学校長に対して、事前連絡書により中学校等における配慮・支援状況や希望する配慮事項について連絡。 連絡を受け、島根県教育委員会が当該高等学校等と協議し、正式に申請があった場合の措置について検討。
33	岡山県	個別の状況を考慮し、対応を協議する。
34	広島県	特別措置を希望する者は、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に願い出る。検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者で追検査の受験を希望する者は、出身中学校長を経由して志願先高等学校に願い出る。
35	山口県	学力検査を受検できなかった志願者については、高等学校長は、その事情を中学校長から聴取するとともに、学力検査に代わる資料を得るための適当な方法を講じ、学力検査に代わる資料と調査書等を資料として選抜を行う。
36	徳島県	合理的配慮など、特別措置に関する相談。
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	志願者・保護者・中学校職員・高校職員による四者協議を行い、受検当日に必要な配慮事項について合意形成を図り、特別な措置を実施。
41	佐賀県	オ：中学校から市町教育委員会を通じて、県教育委員会へ申請
42	長崎県	学校から別室受検に関する問い合わせ
43	熊本県	検査時間の延長、問題用紙の拡大、英語のリスニングテストにおけるテロップ受検、など。その他必要に応じて個別に対応する。
44	大分県	
45	宮崎県	オ：面接順の繰り上げ等 カ：各高等学校長が、その検査に代わる他の適当な措置をとる
46	鹿児島県	問題拡大、時間延長、漢字にひらがなのルビふり、カタカナにひらがなのルビふり、リスニングの読み上げ
47	沖縄県	

I. 受検機会の確保等に向けた取組

2. 令和8年度入試における受検機会の確保に向けた対応 (2) 受検機会の確保の対象

No.	都道府県	受検機会の確保の対象
1	北海道	学校保健安全法第19条で出席停止の扱いが定められている感染症、月経随伴症状等、本人に帰責されない体調不良、大雪や暴風雪などにより交通機関の乱れなどの事態が予想される場合、受検者が試験場に向かう途中の事故に巻き込まれた場合、痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により本検査を受検できない者
2	青森県	病気、交通事故その他やむを得ない事由（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等）
3	岩手県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等、月経随伴症状、検査当日の不慮の事態など、その他真にやむを得ない事情
4	宮城県	インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の罹患、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない事由等のあるもの（風邪、月経随伴症状、忌引き、自然災害、試験会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合など）
5	秋田県	1次募集学力検査等実施日当日に、病気又は交通事情等やむを得ない事由により、学力検査の一部若しくは全部又は面接を欠いた者で、追検査受検の願い出のある者に対して追検査を行う。
6	山形県	・インフルエンザ等の感染症（学校保健安全法施行規則に定めのある感染症の種類）に罹患するなどし、本検査を受検できない者。 ・真にやむを得ない理由により、本検査を受検できない者。（受検者又は受検者が乗る車の交通事故、月経随伴症状による体調不良等が考えられる）
7	福島県	・インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査を欠席した者 ・疾病や負傷等により、やむを得ず検査を欠席した者 ・試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等やむを得ない事由により検査等の欠席を余儀なくされた者
8	茨城県	インフルエンザなど学校保健安全法第19条で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等やむを得ない事由
9	栃木県	各種感染症や月経随伴症状に伴う重篤な症状を呈する者など、本人に帰責されない合理的な理由により、本検査当日に別室での受検ができない者
10	群馬県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、加療・入院、月経随伴症状、その他本人の責に帰さない理由
11	埼玉県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、志願先高校へ向かう途中の事故、その他やむを得ない事由（事件に巻き込まれた場合や痴漢の被害にあった場合など）
12	千葉県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、自然災害、事件・事故、忌引等
13	東京都	月経随伴症、痴漢被害等、受検者本人の責めによらず、やむを得ない入院等
14	神奈川県	インフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、自然災害、事故・事件、痴漢の被害にあった場合等
15	新潟県	感染症、本人に帰責されない身体・健康上の理由、その他やむを得ない事情
16	富山県	インフルエンザ罹患等により別室における受検も困難な者、やむを得ない理由のある者
17	石川県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状の体調不良等、風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等
18	福井県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状等やむを得ない理由
19	山梨県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、体調不良等（含む月経随伴症状）、公共交通機関の遅延、交通事故等不慮のやむを得ない事情
20	長野県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状等の体調不良等、自然災害、事故・事件等
21	岐阜県	選抜要項上、「インフルエンザ等の感染症や負傷など、やむを得ない事情」としている。
22	静岡県	病気その他のやむを得ない理由によるもの
23	愛知県	高等学校長がやむを得ないと認めた場合に認めている。 そのため、県教育委員会としては詳細を把握していない。
24	三重県	検査の当日、病気等やむを得ない理由によってその一部又はすべてを受けられなかった者で、追検査を希望するもの。（中学校長の意見書があれば、診断書を必要とせず、月経随伴症状や起立性調節障害等も対象に含む。）
25	滋賀県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、自然災害、事件・事故等
26	京都府	・新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の罹患等 ・身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等※）等 ・自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合、痴漢の被害に遭った場合等 ※ 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。
27	大阪府	自然災害、試験場に向かう途中の事故・事件、痴漢被害、身体・健康上の理由（新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症、疾病等、月経随伴症状等の体調不良等）等
28	兵庫県	新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ、その他やむを得ない理由（月経随伴症状等の体調不良、疾病、負傷、事故・事件、痴漢の被害、自然災害等）
29	奈良県	インフルエンザ様の症状、出席停止の扱いが定められている感染症に罹患、月経随伴症状、不慮の事故による大怪我、保護者の葬儀等
30	和歌山県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症ややむを得ない事情
31	鳥取県	実施要項には「インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した者」と記載する。
32	島根県	・検査当日に、発熱・咳等の症状があり、追検査を希望する者 ・検査当日に、災害、不慮の事故等により、追検査を希望する者 ・検査当日に、月経随伴症状等の体調不良等により、追検査を希望する者
33	岡山県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、不慮の事故や急な入院等やむを得ない理由（医師の診断書で証明される月経随伴症等による体調不良含む。）のもの
34	広島県	検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず一次選抜を欠席した者のうち、欠席の事由が大規模災害による罹災等又は月経随伴症状等の体調不良等、本人に帰責されない身体・健康上の理由であるもの
35	山口県	病気・事故等の本人に帰責されない理由で欠席した者
36	徳島県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、急病、交通事故、天災地変その他やむを得ない理由（月経随伴症状等）。
37	香川県	本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（新型コロナウイルス感染症の罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む）
38	愛媛県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等
39	高知県	検査当日の発熱、体調不良（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を含む）、事故等、その他やむを得ない事情により当日受検できなかった者に対して、受検機会を確保している。
40	福岡県	【福岡県】病名や症状によらず、本人に帰責されない身体・健康上の理由や事故等により学力検査当日の受検が困難と認められる者。 【福岡市】新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、自然災害、事件・事故等 【北九州市】新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状 【久留米市】新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等 【古賀組合】新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、自然災害、事件・事故等
41	佐賀県	インフルエンザやコロナウイルス感染症等の急な疾病や本人の責に帰さないやむを得ない事情（月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等を含む）
42	長崎県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、不慮の事故、保護者の葬儀等
43	熊本県	病気その他やむを得ない事情（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザが重篤化した場合や、事故、けが、月経随伴症状など、別室でも学力検査の受検が不可能な場合）
44	大分県	学校保健安全法施行規則第18条「学校において予防すべき感染症」に指定されている疾病等、または月経随伴症状等に伴う体調不良等
45	宮崎県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、化学物質過敏症、自然災害、事件・事故等、病気その他やむを得ない事情
46	鹿児島県	本人に帰責されないやむを得ない事情
47	沖縄県	新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症、月経随伴症状、事件・事故、急な入院、両親等の危篤・死亡、自然災害等

Ⅱ．選抜方法

1．調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(1) 記入事項①

No.	都道府県	各教科の学習 の記録	観点別 学習状況	特別活動の 記録	総合的な学習 の時間の記録	行動の 記録	スポーツ・文 化・社会活動 に関する記録
1	北海道	○	○	○	○	○	○
2	青森県	○		○	○	○	○
3	岩手県	○		○	○		
4	宮城県	○		○	○	○	○
5	秋田県	○	○	○	○		○
6	山形県	○	○	○	○	○	○
7	福島県	○		○	○		○
8	茨城県	○		○	○		○
9	栃木県	○		○	○	○	○
10	群馬県	○	○	○	○	○	
11	埼玉県	○		○	○		○
12	千葉県	○		○	○	○	○
13	東京都	○	○		○		
14	神奈川県	○	○	○	○	○	
15	新潟県	○	○	○	○	○	
16	富山県	○	○	○	○	○	○
17	石川県	○	○	○	○	○	○
18	福井県	○	○	○	○	○	○
19	山梨県	○		○	○	○	○
20	長野県	○		○	○		
21	岐阜県	○	○	○			○
22	静岡県	○	○	○	○	○	○
23	愛知県	○		○	○	○	○
24	三重県	○	○	○	○	○	
25	滋賀県	○	○	○	○	○	○
26	京都府	○	○		○		
27	大阪府	○					
28	兵庫県	○	○	○	○		○
29	奈良県	○		○	○	○	○
30	和歌山県	○	○	○	○		○
31	鳥取県	○	○	○	○	○	○
32	島根県	○	○	○	○	○	○
33	岡山県	○	○	○	○	○	○
34	広島県	○					
35	山口県	○	○			○	
36	徳島県	○	○	○	○	○	
37	香川県	○	○	○	○	○	
38	愛媛県	○	○	○	○	○	○
39	高知県	○	○	○	○	○	○
40	福岡県	○	○	○	○	○	
41	佐賀県	○	○	○	○	○	○
42	長崎県	○	○	○	○	○	
43	熊本県	○	○	○	○	○	
44	大分県	○	○	○	○	○	
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○
46	鹿児島県	○	○	○	○	○	
47	沖縄県	○	○	○	○	○	
計		47	33	42	43	34	28

Ⅱ．選抜方法

1．調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(1) 記入事項②

No.	都道府県	ボランティア活動に関する記録	出欠の記録	趣味・特技に関する記録	進路に関する記録	健康状況に関する記録	総合所見及び指導上参考となる諸事項
1	北海道	○	○	○			○
2	青森県	○	○	○	○	○	○
3	岩手県		○				
4	宮城県	○	○		○	○	
5	秋田県	○	○				
6	山形県	○	○				
7	福島県	○	○	○			○
8	茨城県	○	○	○	○		
9	栃木県	○	○	○		○	
10	群馬県		○				○
11	埼玉県	○	○				
12	千葉県	○	○	○			○
13	東京都						
14	神奈川県						○
15	新潟県	○	○	○			○
16	富山県	○	○	○	○		
17	石川県	○	○	○			
18	福井県	○				○	○
19	山梨県	○	○	○	○	○	
20	長野県						
21	岐阜県	○					○
22	静岡県	○	○	○	○	○	○
23	愛知県	○	○	○	○	○	○
24	三重県		○			○	○
25	滋賀県	○			○		○
26	京都府						○
27	大阪府						
28	兵庫県	○	○				○
29	奈良県	○					
30	和歌山県	○	○	○		○	○
31	鳥取県	○	○				
32	島根県	○	○				○
33	岡山県	○	○				○
34	広島県						
35	山口県		○				○
36	徳島県		○				○
37	香川県		○				
38	愛媛県	○	○	○	○	○	○
39	高知県	○	○				○
40	福岡県		○			○	○
41	佐賀県	○	○				
42	長崎県		○			○	○
43	熊本県		○			○	○
44	大分県		○			○	○
45	宮崎県	○	○	○		○	○
46	鹿児島県		○				○
47	沖縄県		○			○	○
計		29	37	15	9	16	29

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(1) 記入事項③

No.	都道府県	その他	その他の具体的な内容
1	北海道		
2	青森県		
3	岩手県	○	その他参考となる記録
4	宮城県	○	特記事項
5	秋田県	○	学校生活を送る上で特に配慮が必要であると思われる事項について記入する。
6	山形県	○	「特記事項」として、(1) 記入事項で「○」と回答したもの以外のことで特に必要な事項について記入する欄を設けた。(転入学・編入学に関する事項、健康管理上配慮した事項、学習指導上配慮した事項、資格・検定試験に関する事項など)
7	福島県		
8	茨城県	○	その他の事項
9	栃木県		
10	群馬県	○	参考となる諸事項等の記録
11	埼玉県	○	取得資格及び校外でのスポーツ活動・文化活動・ボランティア活動について、特に顕著な具体的な事項
12	千葉県	○	性別、学籍の記録、部活動の記録、特記事項
13	東京都	○	中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J結果)、諸活動の記録
14	神奈川県		
15	新潟県		
16	富山県		
17	石川県	○	所見
18	福井県		
19	山梨県	○	出願者の出身都道府県の様式通り(北杜市立甲陵高等学校の県外出願の場合)
20	長野県	○	総合所見及び特記事項(校外の活動も含めて記載する)
21	岐阜県		
22	静岡県		
23	愛知県		
24	三重県		
25	滋賀県		
26	京都府		
27	大阪府	○	生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れた点や長所を積極的に評価する観点から、「活動/行動の記録」欄を設け、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、その他部活動等、校内での日常生活を含む中学校での教育活動全般における活動及び行動の記録を記載する。上記の回答は、自立支援選抜以外の選抜用の調査書についてである。 自立支援選抜の調査書は様式が他の選抜と異なり、「教科の学習に関する所見」「総合的な学習に関する所見」「活動/行動の記録」欄を設けている。以下、自立支援選抜以外の選抜用の調査書について回答する。
28	兵庫県	○	成績の変動の特に著しい者についての特記事項 特に優れている教科についての特記事項
29	奈良県		
30	和歌山県		
31	鳥取県	○	特記事項：実施要項において「転入学又は編入学の記録、若しくは再募集入学者選抜の志願者で一般入学者選抜を受検していないこと等、特に必要な事項があれば記入する。」としている。
32	島根県	○	諸活動の記録、特記事項
33	岡山県	○	新体力テストの記録
34	広島県		
35	山口県		
36	徳島県		
37	香川県	○	・「その他の活動の記録」の欄に、スポーツ、社会活動、ボランティア、特技など ・「人物、適性等に関する所見」の欄に、進路、総合所見などを記入することとしている。
38	愛媛県		
39	高知県		
40	福岡県	○	学籍の記録、居住証明
41	佐賀県	○	受検上配慮を要する事項
42	長崎県		
43	熊本県	○	編入学、転入学、転学・退学等の記録
44	大分県		
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県		
計		21	

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(2) 学校内外のスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動等に関する記録

入学者選抜要項等の「記入上の注意」などにおいて、学校内外の各活動（部活動を含む）について記載すべきものになっているもの

No.	都道府県	スポーツ活動	文化活動	社会活動	ボランティア活動等
1	北海道	○	○	○	○
2	青森県	○	○	○	○
3	岩手県	○	○	○	○
4	宮城県	○	○	○	○
5	秋田県	○	○	○	○
6	山形県	○	○	○	○
7	福島県				
8	茨城県	○	○	○	○
9	栃木県	○	○	○	○
10	群馬県	○	○	○	○
11	埼玉県	○	○	○	○
12	千葉県	○	○	○	○
13	東京都				
14	神奈川県				
15	新潟県	○	○	○	○
16	富山県	○	○	○	○
17	石川県				
18	福井県	○	○		○
19	山梨県	○	○	○	○
20	長野県	○	○	○	○
21	岐阜県	○	○	○	○
22	静岡県	○	○	○	○
23	愛知県	○	○	○	○
24	三重県	○	○	○	○
25	滋賀県	○	○	○	○
26	京都府	○	○	○	○
27	大阪府	○	○	○	○
28	兵庫県	○	○	○	○
29	奈良県	○	○	○	○
30	和歌山県	○	○		○
31	鳥取県	○	○	○	○
32	島根県	○	○	○	○
33	岡山県	○	○	○	○
34	広島県				
35	山口県	○	○	○	○
36	徳島県	○	○	○	○
37	香川県	○	○	○	○
38	愛媛県	○	○	○	○
39	高知県	○	○		○
40	福岡県	○	○	○	○
41	佐賀県	○	○	○	○
42	長崎県	○	○	○	○
43	熊本県	○	○		○
44	大分県				
45	宮崎県	○	○	○	○
46	鹿児島県	○	○	○	○
47	沖縄県				
計		40	40	36	40

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(3) 部活動に関する記録

① 部活動に関する記録の取扱

No.	都道府県	ア 部活動の記録に特化した記入欄を設けている	イ 部活動の記録を記入することも可能な欄を設けている （「諸活動の記録」「その他」等）	ウ 部活動の記録を想定した記入欄はない
1	北海道		○	
2	青森県	○		
3	岩手県		○	
4	宮城県		○	
5	秋田県		○	
6	山形県		○	
7	福島県		○	
8	茨城県		○	
9	栃木県		○	
10	群馬県		○	
11	埼玉県		○	
12	千葉県	○		
13	東京都		○	
14	神奈川県		○	
15	新潟県		○	
16	富山県		○	
17	石川県		○	
18	福井県		○	
19	山梨県		○	
20	長野県		○	
21	岐阜県		○	
22	静岡県		○	
23	愛知県		○	
24	三重県		○	
25	滋賀県			○
26	京都府		○	
27	大阪府		○	
28	兵庫県		○	
29	奈良県		○	
30	和歌山県	○		
31	鳥取県		○	
32	島根県		○	
33	岡山県		○	
34	広島県			○
35	山口県		○	
36	徳島県		○	
37	香川県		○	
38	愛媛県		○	
39	高知県		○	
40	福岡県		○	
41	佐賀県		○	
42	長崎県		○	
43	熊本県		○	
44	大分県		○	
45	宮崎県		○	
46	鹿児島県		○	
47	沖縄県		○	
計		3	42	2

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(3) 部活動に関する記録

②-1 部活動に関する記録の活用

※「Ⅱ. 選抜方法」(3) ①において、ア又はイを選択した場合に回答

No.	都道府県	ア 全ての学校・形態 の選抜で活用している	イ 一部の学校や、一 部の形態の選抜のみで 活用している	ウ 推薦入試以外では 活用していない	エ 推薦入試でも活用 していない
1	北海道	○			
2	青森県		○		
3	岩手県			○	
4	宮城県	○			
5	秋田県		○		
6	山形県	○			
7	福島県		○		
8	茨城県		○		
9	栃木県	○			
10	群馬県		○		
11	埼玉県	○			
12	千葉県		○		
13	東京都				○
14	神奈川県		○		
15	新潟県	○			
16	富山県	○			
17	石川県	○			
18	福井県	○			
19	山梨県	○			
20	長野県	○			
21	岐阜県	○			
22	静岡県	○			
23	愛知県		○		
24	三重県	○			
25	滋賀県				
26	京都府	○			
27	大阪府	○			
28	兵庫県	○			
29	奈良県	○			
30	和歌山県	○			
31	鳥取県	○			
32	島根県	○			
33	岡山県		○		
34	広島県				
35	山口県	○			
36	徳島県	○			
37	香川県	○			
38	愛媛県	○			
39	高知県	○			
40	福岡県		○		
41	佐賀県		○		
42	長崎県	○			
43	熊本県		○		
44	大分県	○			
45	宮崎県	○			
46	鹿児島県	○			
47	沖縄県	○			
計		31	12	1	1

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(3) 部活動に関する記録

②-2部活動に関する記録の一般選抜への活用にあたって、部活動の実績を点数化、得点への加算

※「Ⅱ. 選抜方法」(3) ②-1において、ア又はイを選択した場合に回答

No.	都道府県	ア 全ての学校・形態の選抜で 加点している	イ 一部の学校や、一部の形態 の選抜のみで加点している	ウ 総合的に判断する際の資料 としてのみ用いる
1	北海道			○
2	青森県		○	
3	岩手県			
4	宮城県			○
5	秋田県		○	
6	山形県			○
7	福島県		○	
8	茨城県		○	
9	栃木県			○
10	群馬県		○	
11	埼玉県	○		
12	千葉県		○	
13	東京都			
14	神奈川県			○
15	新潟県			○
16	富山県			○
17	石川県			○
18	福井県			○
19	山梨県	○		
20	長野県			○
21	岐阜県		○	
22	静岡県			○
23	愛知県			○
24	三重県		○	
25	滋賀県			
26	京都府			○
27	大阪府			○
28	兵庫県			○
29	奈良県		○	
30	和歌山県			○
31	鳥取県			○
32	島根県			○
33	岡山県			○
34	広島県			
35	山口県			○
36	徳島県			○
37	香川県			○
38	愛媛県			○
39	高知県			○
40	福岡県		○	
41	佐賀県		○	
42	長崎県			○
43	熊本県		○	
44	大分県			○
45	宮崎県		○	
46	鹿児島県		○	
47	沖縄県			○
計		2	14	27

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(3) 部活動に関する記録

②-3部活動に関する記録の一般選抜への活用

②-1、②-2の回答内容についての具体的内容

※「Ⅱ. 選抜方法」(3)の②-1において、ア又はイを選択した場合に回答

No.	都道府県	具体的内容
1	北海道	個人調査書については、学力検査の成績、面接や実技の結果等と並び、各高等学校における選抜の資料の一つとして活用している。
2	青森県	一般選抜と同じ選抜資料をもとに、各高校及び学科の特色に応じて選抜資料の配点等を一般選抜とは別に定める特色化選抜において、部活動を点数化できるとしている。配点については「青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」にて公表している。
3	岩手県	
4	宮城県	全ての学校・形態の選抜において、総合的に判断する際の資料として活用している。
5	秋田県	特色選抜では、配点基準を明確にした上で、校長の判断により加点する場合がある（加点基準、配点については公表していない）。一般選抜では、総合的に判断する際の材料としている。
6	山形県	総合的に判断する際の資料として、部活動の記録を含む調査書の記載事項を用いている。
7	福島県	県教育委員会として、点数化するなどして活用できるとしている。
8	茨城県	共通選抜では、「調査書重視の選抜で利用する項目」として、3年間の評定、特別活動の記録、部活動・特技等があり、学校毎に利用する項目を定めている。 特色選抜では、調査書、学力検査の成績、面接（IT科等のプレゼンテーションを含む。）の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。
9	栃木県	全ての学校で総合的に判断する際の資料として活用する。
10	群馬県	特色型選抜において、調査書における重視する内容として示している学校があり、評価基準は学校により異なるが、大会での実績や部内で果たした役割等を考慮する場合が多い。
11	埼玉県	調査書に特別活動等の記録を記載する欄があり、その記載をどのように評価するかは、各学校が選抜基準を定めている。
12	千葉県	各校が定めた評価方法により、部活動に係る顕著な成績があれば加点している。
13	東京都	
14	神奈川県	面接を実施している学校において、面接の参考資料として使用している。
15	新潟県	点数化はしていないが、選抜において総合的に判断する際の資料として活用している。
16	富山県	調査書の「行動の記録」の評価及び「欠席」「部活動等」「趣味・特技」等の欄の記述を十分に考慮し、総合判断を行っている。
17	石川県	総合的に判断する際の資料としてのみ用いる。
18	福井県	選抜に当たって、調査書その他必要な書類、学力検査（追検査を含む。）の成績等を資料として、各高等学校、各学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定した上で、入学者を選抜している。
19	山梨県	「特別活動の記録」、「校外活動の記録」及び「その他特記事項」については、各高等学校長が定めた基準により1～30の段階で評定する、ことを実施要項に明記している。
20	長野県	総合的に判断する際の資料として用いている。
21	岐阜県	独自検査において、学校ごとに、総合的に審査している。
22	静岡県	・すべての学校において、共通枠の第2及び第3段階において、調査書の記載事項の一つとして、総合的に判断する際の資料として活用している。 ・学校裁量枠を設定している学校において、当該枠選抜資料として活用しうる。審査の観点及び基準は各校が適切に定める。
23	愛知県	全日制課程連携型選抜を除く全ての課程、全ての選抜において、総合的に判断する際の資料とできる。
24	三重県	前期選抜において、生徒会活動、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動等について点数化している学校があり、配点については、「実施要項」において公表している。
25	滋賀県	
26	京都府	総合的に判断する際の資料としてのみ用いている。
27	大阪府	「活動／行動の記録」欄に記入する。 学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動／行動の記録をも資料として選抜を行う。
28	兵庫県	「特別活動、部活動等に関する特別取り扱い」を実施する高等学校において、中学校が「特別活動、部活動等に関する特別取り扱い」を希望する場合は、その活動の記録、成績、意欲等について具体的に朱書きする。高等学校は、合否判定の境界線にあたる点数からこの点数の10%にあたる点数を減じた点数を合格の下限として、特別に合否の判定を行う。また、他の学校においても総合判定する際の資料として用いている。

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(3) 部活動に関する記録

②-3 部活動に関する記録の一般選抜への活用

②-1、②-2の回答内容についての具体的内容

※「Ⅱ. 選抜方法」(3)の②-1において、ア又はイを選択した場合に回答

No.	都道府県	具体的内容
29	奈良県	・調査書のその他の記載事項について、あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて精査し、その内容が顕著であると認められる者については、可否の判定において配慮する。 ・原則として、受検者ごとに調査書成績と検査成績を合計し、合計点の多い者から順に合格とするが、その際、調査書のその他の記載事項を考慮して総合的に行う。 ・一部の学校において、「調査書の特別な取扱い」を行う。 調査書のその他の記載事項について、高等学校長は重視する事項を定め、当該事項を評価して調査書成績に加点した点数により、あらかじめ公表した人数についての判定をすることができる。 ※調査書の特別な取扱いをする学校については、「入学者選抜概要」に記載のとおり。 ※「入学者選抜概要」Webページ https://www.pref.nara.jp/66845.htm
30	和歌山県	特別活動及び校内外の活動等 「特別活動に関する特記事項」、「校内外の活動等に関する事項」、「観点別学習状況」及びその他の記載内容を総合的に評価すること。
31	鳥取県	全ての学校・形態の選抜において、総合的に判断する際の資料として活用しうる。
32	島根県	全ての学校・形態の選抜において、総合的に判断する際の資料として活用している。
33	岡山県	特別入学者選抜を実施している学校において、募集定員の一部について、学力検査の結果が一定以上にあれば、あらかじめ示した実績を重視して選抜を行うことができる。
34	広島県	
35	山口県	総合的に判断する際の資料として用いている。
36	徳島県	「特記事項の欄」に芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な成績があれば、必要に応じて記入する。
37	香川県	全ての学校・学科の選抜において、他の記載事項と同様に十分尊重し、総合的に判断する際の資料として用いている。
38	愛媛県	総合的に判断する際の資料として用いている。
39	高知県	全ての学校の選抜において、総合的に判断する際の資料としている。
40	福岡県	【福岡県】調査書及び学力検査の得点による選考で入学予定者とならなかった者については、調査書の第3学年の評定値以外の記載事項を重視しながら、総合的に選考する。 【福岡市】一般入試において、学力検査の結果をもって入学予定者とならなかった場合、調査書記載事項の評定の数値以外の記載事項を重視しながら、総合的に選考する。 【北九州市】特色化選抜についてのみ活用している。評価基準は大会での実績や部内で果たした役割等を考慮する。 【久留米市】総合的に判断する際の資料として、大会での実績や部内で果たした役割等を考慮している。 【古賀組合】学科・コース等に限定せず、総合的に判断する際の資料として活用している。
41	佐賀県	部活動における大会等での成績や表彰、活動状況について、各学校でそれぞれ基準を定めて評価している。
42	長崎県	面接を実施している学校において、参考資料として使用
43	熊本県	前期（特色）選抜、中高一貫教育（連携型）に係る入学者選抜において、学校の判断で総合的に判断する際の資料としている。
44	大分県	総合的に判断する際の資料としてのみ用いる。
45	宮崎県	加点については、各学校の判断による。
46	鹿児島県	ほとんどの高校が総合的に判断する際の資料としている。体育科などを設置している一部の高校で点数化している。
47	沖縄県	調査書の所見欄には、部活動に限らず、大会参加等に係る実績や取得した資格等を記載することができ、それを総合的に判断する際の資料として活用することがある。

II. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(3) 部活動に関する記録

②-4部活動に関する記録を含めた「諸活動の記録」欄等の一般選抜への活用の有無、活用方法、評価の観点等

No.	都道府県	生徒・保護者に示している	生徒・保護者に示していない	具体的内容・補足事項
1	北海道		○	令和6年度入学者選抜から、各高等学校ごとに、評価の対象とする項目とともに、評価の観点は活動歴や大会、資格・検定試験等の結果のみではなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力などとし、それぞれの観点をバランスよく評価することを北海道教育委員会ホームページ及び各高等学校のホームページで示している。 https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gks/koukounyuusen.html
2	青森県	○		「青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」にて公表している。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/R07motomeru.html
3	岩手県		○	
4	宮城県	○		「宮城県公立高等学校入学者選抜 求める生徒像・選抜方法一覧」において、各校が求める生徒像を示し、入試において重視する項目について示している。 https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jiigyou/kyo-r8motomeruseitozou.html
5	秋田県		○	
6	山形県		○	
7	福島県	○		各校の選抜方法一覧及び募集要項において、部活動や地域クラブ等の実績等の評価の有無、評価の方法（点数化、段階評価など）、評価の観点（実績、取り組み内容など）を明記することとしている。 https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/r7koukounyushi.html
8	茨城県	○		共通選抜において、「調査書重視の選抜で利用する項目」として、「部活動・特技等の記録」の活用の有無を学校毎に示している。令和7年度茨城県立高等学校入学者選抜実施細則（別表1）に記載。 https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2024/11/beppyoy-ichibu-kaisei.pdf https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/wp-content/uploads/2024/11/beppyoy-ichibu-kaisei-teiji.pdf
9	栃木県	○		栃木県立高等学校入学者選抜実施細則において、選抜の方法を示しており、「学力点、調査書点、調査書の点数化されていない部分を総合的に判断」としている。
10	群馬県	○		評価の観点は示していないが、特色型選抜において、調査書における重視する内容として示している学校もある。 https://www.pref.gunma.jp/site/kyoiku/656924.html
11	埼玉県	○		特別活動等の記録の全体の配点は各校の選抜基準で公表しているが、部活動の記録のみの配点については公表していない。参考：https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r8senbatsu-kijun.html
12	千葉県	○		各校のホームページで選抜・評価方法を公表している。
13	東京都		○	
14	神奈川県	○		「募集案内」のQ&Aにおいて、「諸活動の記録や所見欄等に記載されている内容については、一般募集における特色検査（面接）や特別募集における面接の際の参考資料とします。」と記載。
15	新潟県		○	
16	富山県		○	
17	石川県		○	
18	福井県		○	
19	山梨県	○		選抜方法等を実施要項に明記 (URL:https://www.pref.yamanashi.jp/documents/7061/r7nyushiyokou.pdf)
20	長野県		○	
21	岐阜県		○	選抜要項において「調査書の記録及び標準検査の結果に基づいて、総合的に審査する」と示している。
22	静岡県		○	
23	愛知県	○		入学者選抜実施要項において、総合的に判断する際の資料とすることを示している。
24	三重県	○		「実施要項」において公表している。URL：https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400002348.htm
25	滋賀県		○	
26	京都府		○	
27	大阪府	○		各高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）等及び実施要項における合格者の決定に記載 令和7年度大阪府公立高等学校入学者選抜 https://www.pref.osaka.lg.jp/ol80040/kotogakko/gakuji-g3/r07_kokosenbatsu.html
28	兵庫県	○		令和7年度兵庫県立高等学校入学者選抜要綱第4211項 (1)判定資料 (B)「調査書の各教科の学習の記録以外の諸記録を総合した資料」を参考として用い、総合判定となるよう留意する。 (5)当該高等学校の合否判定の境界線に当たる点数からこの点数の10%に当たる点数を減じた点数を合格の下限として、特別に合否の判定を行う。 https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/koko/nyuushi/senbatsuyoukou_r7/
29	奈良県	○		入学者選抜実施要項、入学者選抜概要において示している。 ※「入学者選抜実施要項」Webページ https://www.pref.nara.jp/67201.htm ※「入学者選抜概要」Webページ https://www.pref.nara.jp/66845.htm
30	和歌山県		○	
31	鳥取県		○	
32	島根県		○	
33	岡山県	○		入学者選抜実施要項に記載
34	広島県	○		
35	山口県		○	
36	徳島県	○		「令和7年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項」、 「令和7年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集案内」、 「令和7年度徳島県公立高等学校入学者選抜について（生徒・保護者の皆さまへ）」の冊子の中に示し、各中学校に送付するとともに、徳島県入試情報サイト（ https://nyuushi.tokushima-ec.ed.jp/ ）にも掲載している。
37	香川県	○		実施細目に、「高等学校長は、提出された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、適性検査の成績及び面接の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。」と記載している。なお、調査書の「(7)その他の活動の記録」の欄には、第3学年に実施した新体力テストの結果、部活動等の各種の大会やコンクールなどにおける記録や成績、奉仕活動、善行あるいはすぐれた特技等について、学校内外での活動における顕著な事実や実績があれば、それを記入することとしている。 https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/15096/saimoku7.pdf
38	愛媛県		○	要項において、「調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。」と定めている。
39	高知県		○	
40	福岡県		○	【福岡県】調査書の記載事項を重視して総合的に選考する旨を入学者選抜要項に記載している。 【北九州市】特色化選抜における部活動の実績について評価方法、加点内容等をホームページや説明会等で説明している。 【古賀組合】学科・コース等に限定せず、総合的に判断する際の資料として活用している。
41	佐賀県	○		入学者選抜実施要項に示している。
42	長崎県		○	
43	熊本県		○	
44	大分県		○	
45	宮崎県		○	
46	鹿児島県		○	
47	沖縄県		○	
	計	20	27	

Ⅱ. 選抜の概要

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(4) 外国語の外部試験の結果を用いた選抜

一般入試の可否の判定に際して外国語の外部試験（英検等）の結果を活用すること

No.	都道府県	ア 実施している	イ 実施していない
1	北海道		○
2	青森県		○
3	岩手県		○
4	宮城県		○
5	秋田県		○
6	山形県		○
7	福島県		○
8	茨城県		○
9	栃木県		○
10	群馬県		○
11	埼玉県	○	
12	千葉県	○	
13	東京都	○	
14	神奈川県		○
15	新潟県		○
16	富山県		○
17	石川県		○
18	福井県		○
19	山梨県		○
20	長野県		○
21	岐阜県		○
22	静岡県		○
23	愛知県		○
24	三重県		○
25	滋賀県		○
26	京都府		○
27	大阪府	○	
28	兵庫県		○
29	奈良県	○	
30	和歌山県		○
31	鳥取県		○
32	島根県		○
33	岡山県	○	
34	広島県		○
35	山口県		○
36	徳島県		○
37	香川県		○
38	愛媛県		○
39	高知県		○
40	福岡県	○	
41	佐賀県		○
42	長崎県		○
43	熊本県		○
44	大分県		○
45	宮崎県		○
46	鹿児島県		○
47	沖縄県		○
計		7	40

II. 選抜の概要

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(4) 外国語の外部試験の結果を用いた選抜（「ア実施している」と回答した都道府県のみ回答）

一般入試の可否の判定に際して外国語の外部試験（英検等）の結果を活用すること

No.	都道府県	一般入試		
		実施学校数	学校・学科・コース名等	実施方法（外部試験名・活用方法等）
1	北海道			
2	青森県			
3	岩手県			
4	宮城県			
5	秋田県			
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県			
11	埼玉県	136	各高校が定める選抜基準に外国語の外部試験の記載がある高校	各高校が定める選抜基準において評価する資格等を公表し、調査書の「その他」の欄には、取得資格・文化活動・ボランティア活動等について、顕著な具体的事項がある場合、記入することとしている。調査書に記載された取得資格のうち、各高校が定める選抜基準に記されたものが評価され、得点化される。
12	千葉県	37	千葉女子・普通、千葉女子・家政、千葉南・普通、磯辺・普通、犢橋・普通、八千代・普通、津田沼・普通、船橋東・普通、船橋啓明・普通、船橋二和・普通、船橋法典・普通、船橋豊富・普通、船橋北・普通、市川東・普通、市川南・普通、浦安・普通、浦安南・普通、鎌ヶ谷・普通、鎌ヶ谷西・普通、柏の葉・普通、柏の葉・情報理数、流山北・普通、清水・食品科学、清水・機械、清水・電気、清水・環境化学、関宿・普通、我孫子東・普通、印旛明誠・普通、成田北・普通、四街道北・普通、佐原・普通、佐原・理数、匝瑳・総合、匝瑳（定時制）・普通、松尾・普通、成東・普通、成東・理数、東金商業・商業、東金商業・情報処理、長生・普通、長生・理数、茂原・普通、市原緑・普通、市立船橋・普通、市立船橋・商業、市立松戸・普通、市立松戸・国際人文、佐倉南（定時制）・普通	調査書に記載された外国語の外部試験（英検等）について、各校が定めた基準に基づいて加点している。
13	東京都	167	学力検査を実施している学校のみ実施している。	中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J Year3）
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県			
20	長野県			
21	岐阜県			
22	静岡県			
23	愛知県			
24	三重県			
25	滋賀県			
26	京都府			
27	大阪府	142	英語の学力検査を行っているすべての学校、学科	TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定（英検）のスコア等に応じて、英語の学力検査の点数を保障する。
28	兵庫県			
29	奈良県	6	・奈良商工高等学校（全学科） ・二階堂高等学校（全学科） ・商業高等学校（全学科） ・宇陀高等学校（全学科） ・国際高等学校（全学科） ・奈良市立一条高等学校（全学科）	<活用方法>以下の検定試験を各学校の選抜概要に基づき調査書成績に加算 ・実用英語技能検定3級以上 ・実用英語技能検定準2級以上（CEFR A2レベル）
30	和歌山県			
31	鳥取県			
32	島根県			
33	岡山県	16	岡山一宮高校・理数科 岡山城東高校・普通科・国際教養分野 岡山南高校・国際経済科 岡山御津高校・キャリアデザイン科 倉敷天城高校・理数科 玉島高校・理数科 倉敷鷺羽高校・普通科、ビジネス科 玉野光南高校・情報科 井原高校・普通科、地域生活科 総社南高校・普通科・国際分野 備前緑陽・総合学科 邑久高校・普通科、生活ビジネス科 勝山高校・普通科 鴨方高校・総合学科 和気閑谷高校・普通科、キャリア探求科 矢掛高校・普通科、地域ビジネス科	2月に実施する特別入学選抜において、募集定員の一部について、学力検査の結果が一定以上にあれば、あらかじめ示した実績を重視して選抜を行うことができるとしており、この16校が英語検定2級以上、準2級以上、英語検定3級以上等の実績を重視して選抜を行うことを実施要項において示している。
34	広島県			
35	山口県			
36	徳島県			

Ⅱ. 選抜の概要

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(4) 外国語の外部試験の結果を用いた選抜（「ア実施している」と回答した都道府県のみ回答）

一般入試の可否の判定に際して外国語の外部試験（英検等）の結果を活用すること

No.	都道府県	一般入試		
		実施学校数	学校・学科・コース名等	実施方法（外部試験名・活用方法等）
37	香川県			
38	愛媛県			
39	高知県			
40	福岡県	3	【福岡県】 ・北筑高校英語科 ・宇美商業高校ビジネス探究科 ・柏陵高校普通科及び普通科環境科学コース	【福岡県】 特色化選抜において、各学校が独自に設定する内定基準の一部に以下の要件を設定している。 ・北筑高校：実用英語技能検定準2級（CEFR A2）相当以上の資格を有している者 ・宇美商業高校：実用英語技能検定3級以上 ・柏陵高校：実用英語技能検定3級以上
41	佐賀県			
42	長崎県			
43	熊本県			
44	大分県			
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県			
	計	507		

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(5) 一般入試における英語の学力検査等

【選択肢詳細】

ア：全ての学校・形態の選抜で実施している

イ：一部の学校や、一部の形態の選抜のみで実施している

ウ：実施していない

No.	都道府県	①学力検査等における英語のリスニングテスト			②学力検査等における英語のスピーキングテスト			③学力検査等における英語のライティングテスト ※		
		ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ
1	北海道	○					○	○		
2	青森県	○					○	○		
3	岩手県	○					○	○		
4	宮城県	○					○	○		
5	秋田県	○					○	○		
6	山形県	○					○	○		
7	福島県	○					○	○		
8	茨城県	○					○	○		
9	栃木県	○					○	○		
10	群馬県	○					○	○		
11	埼玉県	○				○		○		
12	千葉県	○					○	○		
13	東京都	○					○	○		
14	神奈川県	○					○		○	
15	新潟県	○					○	○		
16	富山県		○				○		○	
17	石川県	○					○	○		
18	福井県	○					○	○		
19	山梨県	○					○	○		
20	長野県	○					○	○		
21	岐阜県	○					○	○		
22	静岡県	○				○		○		
23	愛知県	○					○			○
24	三重県	○				○		○		
25	滋賀県	○					○	○		
26	京都府	○					○			○
27	大阪府	○					○		○	
28	兵庫県	○					○			○
29	奈良県	○					○	○		
30	和歌山県	○					○	○		
31	鳥取県	○					○	○		
32	島根県	○					○	○		
33	岡山県	○					○	○		
34	広島県	○				○		○		
35	山口県	○					○	○		
36	徳島県	○					○	○		
37	香川県	○					○	○		
38	愛媛県	○					○	○		
39	高知県	○				○		○		
40	福岡県		○				○		○	
41	佐賀県	○					○	○		
42	長崎県	○					○			○
43	熊本県	○					○		○	
44	大分県	○					○	○		
45	宮崎県	○					○	○		
46	鹿児島県	○					○	○		
47	沖縄県	○					○	○		
計		45	2	0	0	5	42	38	5	4

※ ここでは、英語による短文や文章を書く問題を対象とし、選択式・穴埋め式問題は含まない。

Ⅱ. 選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(6) 一般入試における面接、小論文・作文、実技検査等

【選択肢詳細】

ア：全ての学校・形態の選抜で実施している

イ：一部の学校や、一部の形態の選抜のみで実施している

ウ：実施していない

No.	都道府県	①面接			②小論文・作文 (国語の問題の一部の場合を除く)			③実技検査		
		ア	イ	ウ	ア	イ	ウ	ア	イ	ウ
1	北海道		○				○		○	
2	青森県	○					○		○	
3	岩手県		○			○			○	
4	宮城県		○			○			○	
5	秋田県	○					○			○
6	山形県		○				○		○	
7	福島県		○				○			○
8	茨城県		○			○			○	
9	栃木県		○				○		○	
10	群馬県	○				○			○	
11	埼玉県		○			○			○	
12	千葉県		○			○			○	
13	東京都		○			○			○	
14	神奈川県		○			○			○	
15	新潟県		○			○			○	
16	富山県		○			○			○	
17	石川県		○			○			○	
18	福井県		○			○			○	
19	山梨県		○				○			○
20	長野県	○				○			○	
21	岐阜県		○			○			○	
22	静岡県	○				○			○	
23	愛知県		○			○			○	
24	三重県		○			○			○	
25	滋賀県		○				○		○	
26	京都府		○				○			○
27	大阪府		○			○			○	
28	兵庫県		○				○			○
29	奈良県		○			○			○	
30	和歌山県		○			○			○	
31	鳥取県	○					○			○
32	島根県		○				○		○	
33	岡山県	○					○		○	
34	広島県		○			○			○	
35	山口県		○			○			○	
36	徳島県	○					○		○	
37	香川県	○					○		○	
38	愛媛県	○					○		○	
39	高知県	○					○		○	
40	福岡県		○			○			○	
41	佐賀県	○				○			○	
42	長崎県	○					○			○
43	熊本県		○			○			○	
44	大分県		○				○		○	
45	宮崎県	○				○			○	
46	鹿児島県	○					○		○	
47	沖縄県	○				○			○	
計		16	31	0	0	27	20	0	40	7

Ⅱ．選抜方法

1. 調査書・その他の学習評価等、入学者選抜方法等の実施状況

(7)一般入試における自己表現等

全ての志願者に対する自分自身を表現することができる機会の設定・実施

No.	都道府県	ア 実施 している	イ 実施 していない	アの具体的な内容
1	北海道		○	
2	青森県		○	
3	岩手県		○	
4	宮城県		○	
5	秋田県	○		集団面接でそのような機会を設けている。
6	山形県		○	
7	福島県		○	
8	茨城県		○	
9	栃木県		○	
10	群馬県	○		全ての志願者は、当該高等学校・学科等を志願する理由や学校内外の活動歴などについて記入し、面接の際に参考とする「インタビューシート」を提出する。
11	埼玉県		○	
12	千葉県		○	
13	東京都	○		生徒が自己PRカードを作成する。
14	神奈川県		○	
15	新潟県		○	
16	富山県		○	
17	石川県		○	
18	福井県		○	
19	山梨県		○	
20	長野県	○		対面による面接または紙上面接における共通の質問項目としている。
21	岐阜県		○	
22	静岡県		○	
23	愛知県		○	
24	三重県	○		・一般選抜（前期選抜、後期選抜）のうち、前期選抜において、全ての志願者は「自己推薦書」を提出することとし、志望動機や自己PRを自由に記載することとしている。 ・一部の高校で、「自己表現」として、受検者が自由に自己PRを行う検査を実施している。
25	滋賀県		○	
26	京都府		○	
27	大阪府	○		アドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う際の資料または面接を実施する選抜における面接の参考資料とするため、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）での経験や学んだこと、またそれを高等学校でどのように生かしたいかを記載した自己申告書の提出を求める。
28	兵庫県		○	
29	奈良県		○	
30	和歌山県		○	
31	鳥取県		○	
32	島根県		○	
33	岡山県		○	
34	広島県	○		自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現する。
35	山口県		○	
36	徳島県	○		志願者全員に対して、面接を実施している。
37	香川県	○		面接において、入学志願者の「進学目的、高校生活への期待及び将来の希望等進路に関する事項」や「中学校時代にいちばん力を注いだこと、印象に残ったこと及び総合的な学習の時間における学習活動など学校内外での活動に関する事項」について質問している。
38	愛媛県		○	
39	高知県	○		A日程では、出願時に、校内外における活動など自分をアピールできることがらや、高等学校を志願する動機や理由などについて志願者本人が書いた志願理由書を全員に提出させており、それをもとにして、全ての高等学校で面接を実施している。
40	福岡県		○	
41	佐賀県	○		すべての受検生に面接を実施し、その中で中学校で頑張ってきたことや高等学校で頑張りたいことなど、自分自身を表現する機会を設定している。
42	長崎県		○	
43	熊本県		○	
44	大分県		○	
45	宮崎県		○	
46	鹿児島県		○	
47	沖縄県		○	
計		11	36	

Ⅱ. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

(1) 志願者数が定員に満たない場合の可否の決定に関する方針（アとイについては複数回答可）

No.	都道府県	ア 文書、口頭、申し合わせ等により、原則として定員内不合格を出さないよう取り扱っている	イ 定員内不合格を出す場合、教育委員会との協議を要することとしている	ウ 各校長の判断に委ねられている
1	北海道	○	○	
2	青森県			○
3	岩手県			○
4	宮城県	○		
5	秋田県			○
6	山形県			○
7	福島県			○
8	茨城県	○	○	
9	栃木県	○	○	
10	群馬県	○	○	
11	埼玉県	○	○	
12	千葉県	○		
13	東京都	○		
14	神奈川県	○		
15	新潟県	○		
16	富山県		○ ※1	○ ※1
17	石川県	○	○	
18	福井県		○	
19	山梨県	○		
20	長野県	○		
21	岐阜県	○	○	
22	静岡県			○
23	愛知県	○		
24	三重県	○		
25	滋賀県	○	○	
26	京都府		○	
27	大阪府	○		
28	兵庫県	○	○	
29	奈良県	○		
30	和歌山県	○	○	
31	鳥取県			○
32	島根県			○
33	岡山県	○	○	
34	広島県			○
35	山口県			○
36	徳島県			○
37	香川県	○		
38	愛媛県			○
39	高知県		○	
40	福岡県	○ ※2	○ ※3	
41	佐賀県	○	○	
42	長崎県		○	
43	熊本県	○		
44	大分県			○
45	宮崎県			○
46	鹿児島県			○
47	沖縄県			○
計		26	18	17

※1 イは全日制、ウは定時制・通信制

※2 久留米市を除く

※3 久留米市のみ

II. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

(2) 定員内不合格に関して、所管の高等学校に対して行っている取組等

No.	都道府県	定員内不合格に関して、所管の高等学校に対して行っている取組等
1	北海道	出願者が募集人員に満たない場合は、特別の支障がない限り全員を入学させるよう配慮することについて通知している。なお、高等学校において定員内不合格を出す場合には、教育委員会に対し、協議に準じて相談することとしている。
2	青森県	志願者数が定員に満たない場合は、全員を合格とすることが望ましい旨、文書や口頭により確認している。
3	岩手県	県立学校長会議において、定員未満となる状況でありながら不合格とする場合には、その理由が適切に説明できることが必要であり、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が十分に確保されることが非常に重要であることを周知した。
4	宮城県	校長会等において、原則として定員内不合格を出さないように周知
5	秋田県	各学校で校長の判断の下、適切に判断するように指導している。
6	山形県	特記事項なし
7	福島県	各高等学校長に対し、志願者の意思を十分に尊重し極力受け入れるように、通知している。このことを踏まえ、定員内不合格があった高等学校について、その状況等の確認を行い、さらなる理解の浸透を図っている。
8	茨城県	茨城県立高等学校入学者選抜方針において、「募集定員の許す限り入学を許可する」と定めている。
9	栃木県	栃木県立高等学校入学者選抜の方針において、「志願者のなるべく多数を入学させるものとする」と定めている。
10	群馬県	入学者選抜実施に係る説明会における校長への指示事項として、定員に満たない場合、できるだけ欠員を出さないよう配慮し、不合格を出す場合は事前に県教育委員会に連絡して協議することとしている。
11	埼玉県	例年11月に発出する通知において、「入学許可候補者数の決定に当たっては、あらかじめ公示した募集人員が確保できるよう配慮する」として、各高等学校に周知している。また、例年1月に発出する通知において、「入学許可候補者の決定に当たっては、受検者数が募集人員に満たない場合、可能な限りその全員を入学許可候補者とするように努め、あらかじめ公示した募集人員の確保に努めること。なお、確保しがたい場合には、事前に高校教育指導課長と協議すること」として、各高等学校に周知している。
12	千葉県	校長会議及び通知文書で、各学校の実態に応じて可能な限り入学許可候補者とし、定員の確保に努めるよう指導している。また、定員内不合格があった学校の校長を対象に県教育委員会によるヒアリングを実施している。
13	東京都	入学者選抜実施要綱において、「合格候補者数については、入学手続き者数が募集人員に対して過不足のないよう、適切に決定する。」、「当該都立高校の募集人員に相当する人員を総合成績の順により決定し、これをその都立高校の合格候補者とする。」とあることから、定員内不合格者は想定されない。
14	神奈川県	入学者選抜実施要領において、「募集人員まで、合格者を決定する」と定めるとともに、進路指導中・高連絡協議会において、「現在の高校は、広く国民が学ぶ教育機関という性格が強いという認識に立ち、欠員のある場合あるいは欠員を生じるような場合には、検査において不正行為や妨害行為等を認めた場合を除き、不合格者を出すことのないようにお願いします。」と周知している。
15	新潟県	定員内不合格が出た場合、当該高等学校長に定員内不合格を出した理由等について聞き取りを行った上で、定員内不合格を出さないよう指導している。
16	富山県	調査書等の資料、学力検査の成績等に基づいて、各高等学校の該当学科の教育を受けるに足る能力・適正等があるかどうかを判定する。
17	石川県	定員内不合格者が出そうな場合は、事前に報告してもらい、その判断が適切かどうかを含めて、教育委員会と協議することとしている。
18	福井県	定員内不合格を出す可能性がある高等学校長から不合格の理由について聞き取り、事前協議を行っている。
19	山梨県	文部科学省の「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について（通知）」の内容を学校現場に周知して理解を図るとともに、それを踏まえて各高等学校においては、実施要項により受検生の能力や適性等を適切に評価して選抜を行っている。
20	長野県	慎重審議を重ねた結果、やむを得ず定員内不合格を出す場合には、県教育委員会に相談の上、その可否を判断している。
21	岐阜県	入学定員に満たない数の合格者を決定しようとするときは、その数について、あらかじめ高校教育課長と協議すること。帰国生徒等に係る入学者の選抜、外国人生徒等に係る入学者の選抜及び県外募集実施校に係る入学者の選抜において、募集人員に満たない数の合格者を決定しようとするときも同様とすること。ただし、不合格者がいない場合はこの限りではない。
22	静岡県	・受検者が募集定員に満たない学科・科を有する学校にあっては、各校の実態に応じて可能な限り受け入れるよう通知している。 ・定員内でありながら不合格を出す場合には、県教育委員会に連絡するよう高等学校長に通知している。
23	愛知県	「原則、定員内不合格を出さないこと」を校長会で周知している。
24	三重県	実施細目に、「原則として定数内不合格を出すことのないようにする。」と明記している。
25	滋賀県	定員充足にかかる文書を発出している。
26	京都府	判断するにあたり、教育委員会と該当高等学校長で協議を行っている。
27	大阪府	入学者選抜実施要項において、「総合点の高い者から順に募集人員を満たすように合格者を決定する。」と定めている。
28	兵庫県	特記事項なし
29	奈良県	高等学校に対し、入学者選抜事務処理要領説明会において口頭で伝えている。
30	和歌山県	定員内不合格をださないよう、申し合わせている。
31	鳥取県	定数内不合格がある高校に、その理由について聞き取りを行っている。
32	島根県	文部科学省通知の趣旨を各校に周知し、志願者数が定員に満たない場合の可否の決定については、慎重に行うよう各校に求めている。
33	岡山県	できるだけ定員内不合格を出さないよう周知し、定員内不合格者が出そうな場合は、事前に教育委員会に連絡して協議することとしている。
34	広島県	定員内不合格があった学校については、校長に定員内不合格となった理由の聴き取りを行っている。
35	山口県	定員内の不合格者は極力出さないよう、また、学ぶ意欲のある生徒については積極的に受け入れるよう特段の配慮を各高等学校長に求めている。
36	徳島県	各高等学校長は、スクール・ポリシーを踏まえ、調査書と学力検査の成績に基づき、面接の結果並びに体育科及び芸術科については活動記録及び実技検査の成績も資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜することとしている。また、教育委員会はそれぞれの選抜において、定員内不合格となった理由の聞き取りをおこなっている。
37	香川県	校長会等において、高校で学びたいという意欲を有する者には、できる限り一人でも多く、高校教育を受ける機会が与えられるよう、特段の配慮を求めている。

II. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

(2) 定員内不合格に関して、所管の高等学校に対して行っている取組等

No.	都道府県	定員内不合格に関して、所管の高等学校に対して行っている取組等
38	愛媛県	校長会において、学ぶ意欲を有する受検生に対して、学びの場が十分に確保されることが重要であり、定員内でありながら不合格を出す場合には、その理由が適切に説明されることが重要であることを周知している。
39	高知県	県立学校長会等を通じて、選考においては可能な限り定員内不合格を出さないように周知している。また、定員内不合格を出す場合には、教育委員会との協議の中で、その理由が真にやむを得ない理由であるかを詳細に聞き取っている。
40	福岡県	【福岡県】 ・入学者選抜要項に「受検者の修学可能性を最大限見据え、定員内不合格が極力生じないよう選考を行うものとする。」と明記している。 ・通知等で各学校に対し受検者の修学可能性を最大限見据えるよう指導している。 ・入学者選抜実施後、定員内不合格を生じさせた学校は、その理由とともに県教育委員会に報告することとし、その内容に応じて県教育委員会からヒアリング及び指導を行っている。 【福岡市】入学者選抜実施要項において、「受検者の修学可能性を最大限見据え、定員内不合格が極力生じないよう選考を行うものとする。」と定めている。 【北九州市】受検者の修学可能性を最大限見据え、定員内不合格が極力生じないよう選考を行うものとする。 【久留米市】入学者選抜要項において、「受験生の修学可能性を最大限見据え、定員内不合格が極力生じないよう選考を行うものとする」と定めている。 【古賀組合】入試要項に「受検者の就学可能性を最大限見据え、定員内不合格者が極力生じないよう選考を行うものとする」と記載するとともに、学校との事前協議においても指導している。
41	佐賀県	校長会等で原則として定員内不合格を出さないよう指導しており、やむを得ず定員内不合格を出す場合は、事前に教育委員会に相談するようにしている。
42	長崎県	高等学校長に教育委員会との協議を要することを通知している。
43	熊本県	例年、教育長名で各県立高等学校長及び関係県立特別支援学校長宛てに「定員に満たない学校・学科における入学者の選抜」について発出している。通知文の内容は、「このことについては、例年特段の配慮をお願いしているところですが、本年も公教育の立場から、定員内の不合格者が無く、多くの生徒が入学できるよう十分な配慮をお願いします。なお、定員内でありながら不合格を出す場合には、文部科学省初等中等教育局長及び総合教育政策局長の通知の趣旨を踏まえ、当該受検生の求めに応じて、その理由が丁寧に説明されることが適切であることを申し添えます。」というものである。
44	大分県	一次入試の問題配布の際、各高等学校長へ「定員内不合格を出すことは、大きな反響も予想されるので、その判断は極めて慎重に行う」よう伝えている。
45	宮崎県	定員内不合格については留意するよう、県立高等学校全てに通知文を出している。また、それぞれの選抜検査終了後に該当校については聞き取りを行っている。
46	鹿児島県	令和6年度の実施要綱から、選抜の方針として「高等学校の目標に照らし、その教育を受けるに足る能力・適性を慎重に判定して行い、その理由が説明されることが適切であることに十分留意すること」という文言を追記している。また、「合格者の判定に当たっては、受検生の意欲・中学在学中の努力の成果や活動経験など幅広い観点から判断するよう」通知し、受検者に対する就学の機会を積極的に提供するよう依頼しているところである。定員内不合格を出した学校には、その理由等の聞き取りをしている。
47	沖縄県	本県の対応については、「各校長の判断に委ねられている」が、県教育委員会としては、県立高等学校入学者選抜における定員の確保に関する通知文（令和7年2月28日付け）を出し、入学意思のある受検生へ学ぶ機会を提供することの重要性を認識し、より一層の定員の確保に努めるよう、各学校に求めている。

Ⅱ. 選抜方法

2. 志願者数が定員に満たない場合の対応等

(3) 令和7年度高等学校入学者選抜における定員内不合格となった者の数（延べ数）

(4) (3)のうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格となった者の数（全日制、定時制、通信制それぞれに関する「最終の日程において実施される選抜」で定員内不合格となった者の数の合計）（延べ数）

(5) (4)のうち、進学希望があるにも関わらず進学先が定まらなかった者の数（実数）

(6) 令和7年度高等学校入学者選抜における定員内不合格があった学校数（実数）

(7) (6)のうち、最終の日程において実施される選抜において定員内不合格があった学校数（全日制、定時制、通信制それぞれに関する「最終の日程において実施される選抜」で定員内不合格があった学校数の合計。同じ学校の別の課程でそれぞれ定員内不合格が出ている場合は、重複を排し、1校と計上。）

※(3)、(4)、(5)に関しては、回答が1～5の場合は、個人の特定を避けるため、*と表記している。

No.	都道府県	令和7年度高等学校入学者選抜における定員内不合格について				
		(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
1	北海道	0	0	0	0	0
2	青森県	29	10	把握していない	9	5
3	岩手県	38	16	把握していない	14	4
4	宮城県	44	8	把握していない	19	8
5	秋田県	50	7	把握していない	22	6
6	山形県	*	*	把握していない	2	2
7	福島県	77	16	把握していない	24	7
8	茨城県	0	0	0	0	0
9	栃木県	13	13	把握していない	8	8
10	群馬県	23	8	把握していない	16	6
11	埼玉県	0	0	0	0	0
12	千葉県	9	*	*	6	2
13	東京都	0	0	0	0	0
14	神奈川県	0	0	0	0	0
15	新潟県	*	0	0	2	0
16	富山県	22	6	把握していない	6	2
17	石川県	*	*	把握していない	2	2
18	福井県	11	*	把握していない	7	2
19	山梨県	61	9	把握していない	17	7
20	長野県	6	0	0	5	0
21	岐阜県	11	*	把握していない	6	2
22	静岡県	47	11	把握していない	21	4
23	愛知県	0	0	0	0	0
24	三重県	0	0	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0	0	0
26	京都府	22	7	把握していない	5	1
27	大阪府	0	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0	0
29	奈良県	*	0	0	1	0
30	和歌山県	*	0	0	1	0
31	鳥取県	84	14	把握していない	17	9
32	島根県	37	*	把握していない	17	3
33	岡山県	73	13	把握していない	22	12
34	広島県	110	19	把握していない	28	7
35	山口県	123	38	把握していない	32	17
36	徳島県	58	10	把握していない	30	7
37	香川県	58	49	把握していない	12	12
38	愛媛県	44	38	把握していない	23	20
39	高知県	123	26	把握していない	27	13
40	福岡県	89	11	把握していない	28	9
41	佐賀県	75	13	把握していない	16	7
42	長崎県	22	*	把握していない	14	3
43	熊本県	*	0	0	2	0
44	大分県	43	17	把握していない	12	8
45	宮崎県	66	15	把握していない	17	8
46	鹿児島県	101	25	*	37	15
47	沖縄県	224	82	把握していない	35	21
	計	1806	500	*	562	239

Ⅱ. 選抜方法

3. 不登校経験のある生徒に対する配慮

(1) 調査書等の提出①

No.	都道府県	調査書等の提出									
		ア 調査書等に生徒の状況や学校以外の場（家庭を含む）における学習状況等を反映するように求めている（反映できることとしている）		イ 中学校長から、副申書など生徒の学習状況や学校以外の場（家庭を含む）における学習状況等を記載した書類の提出を求めている（提出できることとしている）		ウ 本人から、学校以外の場（家庭を含む）における学習状況等を自己申告書として提出を求めている（提出できることとしている）		エ 調査書に出欠の記録を求めない		オ その他	
		全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施
1	北海道	○									
2	青森県					○					
3	岩手県			○							
4	宮城県	○		○							
5	秋田県										
6	山形県					○					
7	福島県					○					
8	茨城県					○				○	
9	栃木県									○	
10	群馬県									○	
11	埼玉県									○	
12	千葉県	○				○					
13	東京都					○		○			
14	神奈川県							○			
15	新潟県			○		○					
16	富山県										○
17	石川県					○					
18	福井県							○		○	
19	山梨県				○				○	○	
20	長野県	○				○		○			○
21	岐阜県					○		○			
22	静岡県				○	○					
23	愛知県					○					
24	三重県	○				○					
25	滋賀県							○			
26	京都府							○			
27	大阪府							○			
28	兵庫県				○		○				
29	奈良県			○				○			
30	和歌山県	○		○							
31	鳥取県					○					
32	島根県			○		○					
33	岡山県					○					
34	広島県					○		○			
35	山口県	○				○					
36	徳島県			○		○					
37	香川県	○									
38	愛媛県					○					
39	高知県			○		○			○		
40	福岡県				○		○				
41	佐賀県			○		○					
42	長崎県	○		○							
43	熊本県		○			○					
44	大分県	○									
45	宮崎県	○				○					
46	鹿児島県					○					
47	沖縄県	○		○		○					
計		12	1	11	4	26	2	10	2	6	2

II. 選拔方法

3. 不登校経験のある生徒に対する配慮

(1) 調査書等の提出②

No.	都道府県	調査書等の提出
		具体的内容
1	北海道	ア：不登校生徒の個人調査書は、個々の状況を踏まえつつ、基本的には、レポート提出や課題学習などにより学習を評価することが可能であることから、個々の状況に応じて評価し、母集団の中に入れて処理することを原則としている。
2	青森県	ウ：中学校において、いずれかの学年の欠席日数がおおむね30日以上ある者は、本人の希望により「自己申告書」を提出することができる。
3	岩手県	イ：評定が空欄の教科について、学習の状況が分かる書類を提出。
4	宮城県	ア：指導要録において、学習の記録を評定に代えて別紙として記載している場合、別紙の写しを提出できることとしている。 イ：副申書を提出できることとしている。
5	秋田県	
6	山形県	ウ：進路等相談を踏まえ、志願先高等学校長が認めた場合には、志願者等が作成した自己申告書を提出することができる。
7	福島県	ウ：自己申告書を提出できている。
8	茨城県	ウ：欠席が多いことの事情や障害のあることによって生ずることが等について、説明することがある場合、志願者は自己申告書を志願先高等学校長に提出。 オ：記入事項がない場合又は記入できない場合は斜線を引き、「その他の事項」の欄にその理由を記入。
9	栃木県	オ：欠席が多い状況や理由等について説明しようとする者は、自己申告書を提出することができる。「欠席が多い」とは第3学年の欠席日数が、30日以上の場合とする。
10	群馬県	オ：全ての志願者が提出し、面接の参考とする「インタビューシート」の作成に当たって、「やむを得ない事情により欠席日数が多いことなど、志願先高等学校に伝えたい内容などについて記入してもよい。この場合、記載の有無や内容によって不利が生じることはない。」旨を周知している。
11	埼玉県	オ：特別な選抜を希望する理由、学校・学科等志願の理由、高校生活への抱負、高等学校に理解してほしい事柄などの内容を記入する自己申告書を提出する。
12	千葉県	ア：不登校の生徒が教育支援センター等学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認め、出席扱いとした場合には、欠席の主な理由等欄に、出席扱いとした日数及び生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。 ウ：本人が、自己申告書において、欠席が多い理由について説明することができる。
13	東京都	ウ：様式を指定して自己申告書として提出することができるようにしている。
14	神奈川県	エ：調査書の様式に出欠の欄はない。
15	新潟県	イ：中学校長から、副申書など生徒の状況を記載した書類を提出することができる。 ウ：中学校において不登校経験等のある志願者のうちで、希望する者が、欠席が多い理由、志望の動機、高校生活への抱負などを、直接、高等学校に伝えることができる。(URL) https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/425223.pdf
16	富山県	オ：本人から、欠席の理由や事情、高等学校で学びたいことを記載した自己申告書を提出できることとしている。
17	石川県	ウ：志願者本人の希望により、欠席の理由、志望の動機、高校生活への抱負等を記載した自己申告書を提出できる。 https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww.pref.ishikawa.lg.jp%2Fkoyoiku%2Fgakkou%2Fdocuments%2F7ishikawakoukouboshuyoukou.pdf&data=05%7C02%7Ckoukou%40mext.go.jp%7C4416f0b5e9e04283d53c08de28a6d87b%7C545810b036cb4290892648dbc0f9e92f%7C0%7C638992894373041505%7CUnknown%7CTWFPbGZsb3d8eyJFbXB0eU1hcGkiOnRydWUsIlYiOiIwLjAuMDAwMCIsIlAiOiJXaW4zMlIsIkFOIjo1TWFPbCIsIlDU1joyfQ%3D%7C0%7C7C%7C%7C&sdata=q9MJ3w1skAtPnYb7xoFE1K4k35JR49d%2F62UDX5SJLc%3D&reserved=0
18	福井県	エ：出欠の欄を設けていない。 オ：評定の欄について、不登校により評価不能の場合でも、記入漏れと区別するために「*」を記入することとしている。
19	山梨県	イ：単独で募集を行っている北杜市立甲陵高等学校では、任意で事情説明書を提出できることとしている。 エ：単独で募集を行っている北杜市立甲陵高等学校では、出願者の出身都道府県の様式で提出、出欠の記録を求めているない。 オ：調査書を用いない「長期欠席者等を対象とした特別選抜」を実施（除く北杜市立甲陵高等学校）
20	長野県	ウ：面接（紙上面接含む）における共通の質問項目を次のものとして、すべての受検生が回答できる機会を設けている。「高校に伝えたいことや理解してほしいことがあれば、自由に記入してください。（記入した内容によって、選抜に不利になることはまったくありません。）」 オ：前期選抜（自己推薦型選抜）において、不登校経験がある生徒が志願しやすいように、募集の観点の内容を配慮工夫している学校がある。
21	岐阜県	ウ：出願者が欠席の理由等を、保護者が高等学校に理解してほしいことがらなどを記入することができる。
22	静岡県	イ：長期欠席生徒選抜においては、中学校長は調査書の代わりに副申書を提出する。
23	愛知県	ウ：欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書を提出することができる。 ウ：中学校の欠席理由、志望の動機、高校生活への抱負等を入力することができる。
24	三重県	ア：「その他参考となる諸事項」の欄に、個々の生徒の実績や取組の状況については、中学校等で共通理解をもと、諸活動の実績のみならず、成果獲得に向けての取組の状況について特筆すべきことがあれば記入することとしている。 ウ：前期選抜において「自己推薦書」に志願理由や自己アピールを記入する。
25	滋賀県	
26	京都府	エ：不登校経験の有無に関わらず、調査書に出欠の記録欄を設けていない。
27	大阪府	
28	兵庫県	イ：登校する意志があるにもかかわらず、やむを得ない事由により中学校における第3学年の出席日数が40日未満の者について、資料が整わないために評定が困難な場合は、当該生徒の各教科に対する関心・意欲や知識・理解の程度等を勘案して評価の高いものをaとし、以下順にb、c、d、eの記号を用いて5段階の評定を行い、その評定を朱書するとともに、「参考事項」の欄に「a、b、c、d、e評定」と朱書する。この場合、中学校長からの副申書及び中学校長印を押印した本人自筆の自己申告書を調査書に添えて提出することとする。 ウ：イに同じ
29	奈良県	イ：入学選抜実施要項「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」キを参照 https://www.pref.nara.jp/67201.htm エ：入学選抜実施要項様式1 調査書 https://www.pref.nara.jp/67201.htm
30	和歌山県	ア：当該生徒の状況を総合所見欄に記入させる。また、副申書も提出できることとしている。 イ：当該生徒の状況を総合所見欄に記入させる。また、副申書も提出できることとしている。
31	鳥取県	ウ：自己申告書として提出を求めている

Ⅱ. 選抜方法

3. 不登校経験のある生徒に対する配慮

(1) 調査書等の提出②

No.	都道府県	調査書等の提出
		具体的内容
32	島根県	イ：長期欠席などにより調査書に記入できない部分がある場合に提出する。 ウ：いずれかの学年で欠席が30日以上ある場合やすでに中学校を卒業している場合に提出することができる。
33	岡山県	ウ：自己申告書を提出することができることとしている。自己申告書を提出すると、面接が行われ、状況によっては、学力検査や面接等の結果を重視した選抜が行われる。
34	広島県	ウ：自己申告書を提出することができる。 エ：学習の記録（評定）のみ記入する。
35	山口県	ウ：自己申告書の提出及び面接の実施
36	徳島県	
37	香川県	ア：欠席理由、その他特記すべき事項を記入できる欄を設けている。 人物、適性等に関する所見欄に不登校経験を有する生徒や不登校の欠席数が多い生徒について、学校以外の場（家庭におけるオンライン学習を含む）における学習状況等を書くことができるとしている。
38	愛媛県	ウ：年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。
39	高知県	
40	福岡県	イ：【福岡県、福岡市、北九州市】長期欠席者特例措置適用申請書により、特例措置の対象となる欠席日数（12月末時点で70日以上）となっているか、又は欠席日数は特例措置対象となる日数には満たないが、教育支援センター等での学習により、学習時間や内容が十分でないと中学校長が判断する場合に、その学習状況等を申請書に記載できる。 ウ：【福岡県、福岡市、北九州市】自己申告書に志望動機、高校生活への抱負、志願先高等学校へ理解してほしい事項等を記入する。
41	佐賀県	イ：自己申告書を提出する場合には、副申書の提出を求めている。 ウ：欠席日数が一定の基準を超えた場合には、志願者が任意で提出することができる。
42	長崎県	ア：実施要領説明会において、生徒本人の利益となることであれば記載可能としている イ：中学校の判断で、生徒本人の利益となることであれば、副申書等の提出を可能としている
43	熊本県	ア：指導要録に基づき作成しなければならないため、指導要録に学校以外での学修状況を記載している場合は反映できる ウ：自己申告書に記述し、提出できることとしている
44	大分県	
45	宮崎県	ア：生徒の状況、詳細等については、可能な範囲で総合所見等に文章で補足する。 ウ：年間の欠席日数が30以上の志願者は、自己申告書を提出することができる。（志願者及び保護者は、欠席の理由、志望の理由、高校生活への抱負など、志願する高等学校に理解してほしいことがらを申告。）
46	鹿児島県	ウ：志願者本人から「志願の動機・理由等」、保護者から「高等学校に理解してほしい事柄」を申告
47	沖縄県	ア：6文科初第1126号の通知にそって中学校が評価に反映させている。 イ：問い合わせがあれば、特に提出しても問題ないことを伝えている。 ウ：実施要項に記載

Ⅱ. 選抜方法

3. 不登校経験のある生徒に対する配慮

(2) 選抜における調査書等の取扱い①

No.	都道府県	選抜における調査書等の取扱い											
		ア (1) ア～ウの調査書等を踏まえた選抜を行う (ことができる)		イ 調査書の一部 (出欠の記録) を選抜の資料として用いない (ことができる)		ウ 調査書の一部 (学習の記録) を選抜の資料として用いない (ことができる)		エ 調査書を用いず、学力検査のみで選抜を行う等特別な入学者選抜を行う (ことができる)		オ 各中学校の独自様式の調査書を選抜の資料として用いることができる		カ その他	
		全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施
1	北海道	○		○									
2	青森県	○											
3	岩手県	○											
4	宮城県	○		○			○						
5	秋田県												
6	山形県	○											
7	福島県	○											
8	茨城県			○		○							
9	栃木県											○	
10	群馬県											○	
11	埼玉県			○		○							
12	千葉県	○											
13	東京都	○											
14	神奈川県					○		○					
15	新潟県			○									
16	富山県												
17	石川県											○	
18	福井県												
19	山梨県												
20	長野県	○											
21	岐阜県	○					○						
22	静岡県	○							○				
23	愛知県	○				○							
24	三重県	○		○									
25	滋賀県												
26	京都府								○				
27	大阪府											○	
28	兵庫県		○										
29	奈良県								○				○
30	和歌山県												
31	鳥取県	○											
32	島根県	○		○									
33	岡山県								○				
34	広島県	○											
35	山口県	○											
36	徳島県	○											
37	香川県											○	
38	愛媛県	○											
39	高知県	○			○								
40	福岡県	○				○							
41	佐賀県	○							○				
42	長崎県	○											
43	熊本県												
44	大分県			○		○							
45	宮崎県	○			○		○						
46	鹿児島県											○	
47	沖縄県	○		○									
計		25	1	9	2	6	3	1	5	0	0	6	1

Ⅱ. 選抜方法

3. 不登校経験のある生徒に対する配慮

(2) 選抜における調査書等の取扱い②

No.	都道府県	不登校経験のある生徒の調査書 具体的内容
1	北海道	イ：不登校生徒に限らず、出欠の記録を選抜の資料として用いないよう説明している。
2	青森県	ア：「自己申告書」は、出願者を理解するための資料として活用している。
3	岩手県	ア：評定が空欄の教科について、学習の状況が分かる書類を提出。
4	宮城県	イ：従来より、「出欠の状況」については、選抜の資料として用いていない。 ウ：各校で実施する特色選抜において、一部の学校において、学習の記録を選抜の資料として用いていない。
5	秋田県	
6	山形県	ア：志願先高等学校長は、自己申告書等に関する書類を選抜の資料に加えることができる。
7	福島県	ア：自己申告書を選抜の補助資料としている。
8	茨城県	イ：欠席が多いことのみをもって、不利益な取扱いをしない。 ウ：調査書の記載や、記載事項に不足があると判断した場合は、高等学校で利用する項目のうち不足している項目を除いて、受検者全体の処理を行い、可否を判定。
9	栃木県	カ：自己申告書が提出された場合には、これを選抜のための資料に加える。
10	群馬県	カ：特色型選抜での選抜方法について、「不登校経験者等、多様化する生徒の受入れを想定し、高等学校での学習への意欲等をより重視する区分を設ける場合、検査項目等から調査書を除くことができる。」としている。
11	埼玉県	イ：第1次選抜において、自己申告書を提出した者を対象に、調査書の学習の記録及び出欠の記録を資料とせず、学力検査の得点の合計、調査書の学習の記録及び出欠の記録以外の得点、その他の資料の得点並びに自己申告書の内容を資料とする特別な選抜を行う。 ウ：第1次選抜において、自己申告書を提出した者を対象に、調査書の学習の記録及び出欠の記録を資料とせず、学力検査の得点の合計、調査書の学習の記録及び出欠の記録以外の得点、その他の資料の得点並びに自己申告書の内容を資料とする特別な選抜を行う。
12	千葉県	ア：学習の記録に評定の記載のない教科がある場合等については、他の選抜資料と併せて、他の者の資料と比較検討した上で、総合的に判定する。
13	東京都	
14	神奈川県	ウ：不登校の者を含め、第2学年又は第3学年において、出席すべき日数の1/3以上欠席した生徒について、中学校からの欠席状況証明書を添えて「長期の欠席を理由とする選抜方法申請書」を提出した場合、資料の整わない者として取り扱う。その場合、選考に関しては、調査書の学習の記録（評定と観点別評価）について、志願者が指定した学年のものは選考の資料として使用しない。
15	新潟県	イ：「一般選抜」の合格者の選抜にあたっては、「学力検査の合計」と、調査書の「各教科の学習の記録」に記載されている5段階評定から、「総合得点表」を作成し、順位付けを行っている。調査書の「出欠の記録」は点数化されることはなく、可否判定の基準としていない。
16	富山県	
17	石川県	カ：提出された自己申告書を各学校ごとに、総合的に判断する際の資料としている。
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	ウ：不登校経験者に限るわけではないが、通信制の選抜では調査書の評定を用いない。
22	静岡県	ア：欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書を提出することができる。 エ：2校で長期欠席生徒選抜を実施している。
23	愛知県	ア：提出された自己申告書は選抜において総合的な判断の資料として用いる。 ウ：申請条件： https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/533136.pdf 上記アに加えて、「調査書情報」の「学習の記録（第3学年）」については、参考として取り扱う。
24	三重県	ア：調査書中の「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても積極的に活用するとしている。 イ：不登校等、欠席が多いことを理由に不合格とすることがないようにしている。
25	滋賀県	
26	京都府	エ：学力検査、面接及び作文の結果を資料として選抜を行う。調査書は点数化せず、総合的に判断する際の資料として用いる。
27	大阪府	カ：不登校等の理由により、教科の評価が当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）になじまない中学校長が判断した場合は、評定を無記載とし、評定が無記載となっている場合の選抜における取扱いを別途定めている。
28	兵庫県	ア：登校する意志があるにもかかわらず、やむを得ない事由により中学校における第3学年の出席日数が40日未満の者について、資料が整わないために評定が困難な場合は、当該生徒の各教科に対する関心・意欲や知識・理解の程度等を勘案して評価の高いものをaとし、以下順にb、c、d、eの記号を用いて5段階の評定を行い、その評定を朱書するとともに、「参考事項」の欄に「a、b、c、d、e評定」と朱書する。この場合、中学校長からの副申書及び中学校長印を押印した本人自筆の自己申告書を調査書に添えて提出することとする。
29	奈良県	エ：令和7年度入学者選抜 ・大和中央高校入学者選抜（A選抜）国語、数学及び英語の学力検査（各40点満点）並びに面接（50点満点）を実施 https://www.pref.nara.jp/secure/313808/a06_r7_Yamatyu0829.pdf カ：学力検査を課さず、面接や作文の検査を実施。 令和7年度入学者選抜 ・大和中央高校入学者選抜（B選抜） ・山辺高等学校通信制課程選抜
30	和歌山県	
31	鳥取県	
32	島根県	ア：調査書等において資料の整わない場合は、評点を補うなど選抜において十分配慮し、検討を加える。 イ：いずれの受検者についても、欠席の記録は直接の可否判定の資料としない。
33	岡山県	エ：不登校生徒を対象としたフレックス制に係る入学者選抜を実施している。この選抜では、学力検査を実施せず、志願者が提出した志望理由書を踏まえた面接の結果等を資料として、総合的に判断する。調査書は参考資料とし、選抜資料としない。
34	広島県	ア：そもそも調査書に欠席日数などは削除し、学習の記録（評定）しか記入していない。
35	山口県	
36	徳島県	
37	香川県	カ：校長会等において、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取り扱いをしないよう、配慮を求めている。

Ⅱ. 選抜方法

3. 不登校経験のある生徒に対する配慮

(2) 選抜における調査書等の取扱い②

No.	都道府県	不登校経験のある生徒の調査書
		具体的内容
38	愛媛県	ア：要項において、「調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。」と定めている。
39	高知県	
40	福岡県	ア：【福岡県、福岡市、北九州市】学力検査及び面接の結果、並びにその他の志願書類（(1)のイ、ウ等）により選考を行う。 ウ：【福岡県、福岡市、北九州市】調査書の第3学年における各教科の評定を資料とせず、学力検査及び面接の結果、並びにその他の志願書類により選考を行う。
41	佐賀県	エ：学力検査と面接の結果で選抜する。
42	長崎県	
43	熊本県	
44	大分県	
45	宮崎県	ア：自己申告書については、志願者を理解するための補助資料として取り扱う。
46	鹿児島県	カ：各校長の総合的な判断に委ねるかたちをとっている
47	沖縄県	ア：毎年8月に実施する高校入試説明会において、中学校・高等学校関係者に周知している。 イ：「出欠の記録」は参考資料

Ⅱ. 選抜方法

3. 不登校経験のある生徒に対する配慮

(3) その他(1)(2)以外の選抜における配慮①

No.	都道府県	その他(1)(2)以外の選抜における配慮			
		ア 不登校経験者が受検しやすい学科やコースを設置している（チャレンジスクール、クリエイティブスクール等）		イ その他不登校経験のある生徒の教育機会を確保する観点等から、高校入試において取り組んでいる	
		全校で実施	一部の学校で実施	全校で実施	一部の学校で実施
1	北海道				○
2	青森県				
3	岩手県		○		
4	宮城県				
5	秋田県				
6	山形県			○	
7	福島県				
8	茨城県		○		
9	栃木県	○			
10	群馬県				
11	埼玉県				
12	千葉県		○		
13	東京都		○		
14	神奈川県	○			
15	新潟県				
16	富山県				
17	石川県				
18	福井県				
19	山梨県				
20	長野県				
21	岐阜県				
22	静岡県				
23	愛知県		○		○
24	三重県				
25	滋賀県				
26	京都府				
27	大阪府				
28	兵庫県				○
29	奈良県			○	
30	和歌山県			○	
31	鳥取県				
32	島根県				
33	岡山県				○
34	広島県				
35	山口県		○		
36	徳島県				
37	香川県				
38	愛媛県				
39	高知県		○		
40	福岡県		○		
41	佐賀県		○		
42	長崎県	○			
43	熊本県				
44	大分県				
45	宮崎県				
46	鹿児島県				
47	沖縄県				○
計		3	9	3	5

Ⅱ. 選抜方法

3. 不登校経験のある生徒に対する配慮

(3) その他(1)(2)以外の選抜における配慮②

No.	都道府県	その他(1)(2)以外の選抜における配慮
		具体的内容
1	北海道	イ：市立札幌大通高等学校一般入学選抜において、調査書の提出を求めている。
2	青森県	
3	岩手県	ア：調査書の提出を求めず、面接、作文により選抜する。
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	イ：志願元中学校長は志願先高等学校長に進路等相談を行うことができる。
7	福島県	
8	茨城県	ア：学習歴や生活環境などが多様な生徒に対し、広く高校教育の機会を確保する目的で、定時制課程の単位制高校5校を設置し、本県ではフレックススクールと呼んでいる。
9	栃木県	ア：フレックスハイスクールでは多様な生徒のニーズに対応した教育課程を用意している。
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	ア：地域連携アクティブスクールを設置している。
13	東京都	ア：チャレンジスクールを設置している。
14	神奈川県	ア：クリエイティブスクールでは、学力検査を実施しない。また、調査書の評価を用いず、観点別学習状況の評価を用いて選考する。
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	
21	岐阜県	
22	静岡県	
23	愛知県	ア：https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/560600.pdf イ：全日制単位制選抜として実施。 詳細：https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/578011.pdf
24	三重県	
25	滋賀県	
26	京都府	
27	大阪府	
28	兵庫県	イ：多部制における入学選抜 通信制の課程における入学選抜
29	奈良県	イ：入学選抜実施要項「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」キを参照https://www.pref.nara.jp/67201.htm
30	和歌山県	イ：本県では、評定を180点満点、学力検査を500点満点としているが、合否判定においては、調査書が受検者の上位30%～50%（各学校による）の者と、学力検査が受検者の上位50%～70%（各学校による）の者を第1段階で合格予定者としている。また、調査書の評価においても、特別活動及び校内外の活動等を総合的に評価することとしている。
31	鳥取県	
32	島根県	
33	岡山県	イ：不登校生徒を対象としたフレックス制に係る入学選抜を実施している。この選抜では、学力検査を実施せず、志願者が提出した志望理由書を踏まえた面接の結果等を資料として、総合的に判断する。調査書は参考資料とし、選抜資料としない。この入学選抜に合格した生徒は、高校入学後、全通併修制度を利用して一部科目の単位を履修・修得する。
34	広島県	
35	山口県	ア：不登校の者が受検しやすい、多部制定時制課程の学科を設置している。
36	徳島県	
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	ア：学びの多様化学校の設置【1校（普通科コース）】 学ぶ意欲と能力があっても、従来の県立高等学校における教育環境で学ぶには困難があり、十分な進路選択が見込めない不登校の生徒に対し、きめ細かな支援や生徒の実態に配慮した教育活動を提供する学びの多様化学校を設置している。
41	佐賀県	ア：不登校経験者等の募集枠をもつ学校を設置している。
42	長崎県	ア：離島留学特別選抜において、登校が難しかった生徒を対象としたコースの設定あり
43	熊本県	
44	大分県	
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	イ：多様な学びの在り方研究モデル校を指定し、学び直しの教育課程等を設定する学校を設けている。

Ⅱ．選抜方法

５．帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(1) 帰国生徒①

No.	都道府県	①帰国生徒に対する入学者選抜の状況				
		ア 学力検査の検査教科を軽減している	イ 学力検査の検査教科は同一とし、基礎的・基本的な問題を出題	ウ 学力検査を実施しない	エ 特別な配慮等 は実施しない	オ その他
1	北海道					○
2	青森県					○
3	岩手県					○
4	宮城県	○				○
5	秋田県					○
6	山形県					○
7	福島県				○	○
8	茨城県	○				○
9	栃木県	○				○
10	群馬県	○				
11	埼玉県	○			○	
12	千葉県	○				
13	東京都	○			○	○
14	神奈川県	○			○	
15	新潟県	○				
16	富山県					○
17	石川県			○		○
18	福井県	○				
19	山梨県	○			○	
20	長野県					○
21	岐阜県	○				
22	静岡県				○	○
23	愛知県				○	○
24	三重県				○	○
25	滋賀県					○
26	京都府					○
27	大阪府	○				
28	兵庫県				○	○
29	奈良県					○
30	和歌山県					○
31	鳥取県	○				
32	島根県					○
33	岡山県			○		
34	広島県	○			○	
35	山口県					○
36	徳島県					○
37	香川県					○
38	愛媛県					○
39	高知県					○
40	福岡県				○	○
41	佐賀県	○				
42	長崎県			○		
43	熊本県	○				○
44	大分県					○
45	宮崎県	○		○		
46	鹿児島県					○
47	沖縄県					○
計		18	0	4	11	32

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(1) 帰国生徒②－1

No.	都道府県	(1)①帰国生徒に対する入学者選抜の状況の ア～ウ、オに該当する特別な配慮				
		ア 出題文の漢字にルビを振る	イ 辞書の持ち込みを許可する	ウ 学力検査時間の延長	エ 外国語による回答を許可する	オ その他
1	北海道					○
2	青森県					○
3	岩手県	○				
4	宮城県	○	○	○		○
5	秋田県					○
6	山形県					○
7	福島県					○
8	茨城県					○
9	栃木県	○				○
10	群馬県					○
11	埼玉県					
12	千葉県					○
13	東京都				○	
14	神奈川県					○
15	新潟県					
16	富山県					○
17	石川県	○				
18	福井県					○
19	山梨県					○
20	長野県	○		○		○
21	岐阜県					○
22	静岡県					○
23	愛知県					○
24	三重県					○
25	滋賀県	○	○	○		○
26	京都府	○		○		
27	大阪府	○	○	○		○
28	兵庫県					○
29	奈良県	○				○
30	和歌山県	○	○	○		○
31	鳥取県	○	○	○		
32	島根県					○
33	岡山県	○				
34	広島県					○
35	山口県	○		○		
36	徳島県					○
37	香川県	○		○		
38	愛媛県					○
39	高知県					○
40	福岡県	○ ※1		○ ※1		○ ※2
41	佐賀県	○		○		○
42	長崎県					○
43	熊本県			○		
44	大分県	○		○		○
45	宮崎県	○		○	○	
46	鹿児島県	○		○		
47	沖縄県					○
計		19	5	15	2	34

※1 古賀高等学校組合を除く

※2 福岡県・福岡市・北九州市のみ

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(1) 帰国生徒②－2

No.	都道府県	②－1 のオの具体的内容
1	北海道	市立札幌大通高校は、学力検査を一般入試の前期は実施するが、自己推薦及び後期においては実施しない。後期は、面接・作文を実施し、海外帰国生徒等に該当する場合は、高等学校長と事前協議の上、英語・中国語・ハングル・ロシア語等により作文を提出できる。また、自己推薦においては、自己推薦書も英語等で提出できる。加えて、全ての高校で、生徒等が希望する場合、教育委員会と協議し、個別の事情に応じた配慮を行っている。
2	青森県	海外帰国生徒の選抜に当たっては、海外経験を十分考慮して行うこととしている。
3	岩手県	
4	宮城県	別室での受験、拡大版の問題冊子の使用
5	秋田県	志願先高等学校長は、選抜に当たって次のような配慮をすることができる。（1）学力検査等実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行って、日本語能力をみること（2）（1）の結果や生徒の海外での学習状況等を考慮して、学力検査の実施時間を延長すること等
6	山形県	「その他事情等に配慮して選抜を行うこと。」としている。
7	福島県	「外国人生徒等に係る特別枠選抜」を7校で実施する。英語（又は自国語）又は日本語による作文と面接を実施する。校長の判断により、基礎学力検査を課することができる。
8	茨城県	学力検査のほかに面接を行っている
9	栃木県	学力検査は行わず、面接をもってこれに代える。ただし、高等学校長の判断によって、学校独自検査及び作文を行うことができる。
10	群馬県	学力検査を実施する教科は、「国語」、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「社会」に替えて「作文」（内容等については高等学校長が定める。）及び「理科」に替えて「面接」を実施する。
11	埼玉県	
12	千葉県	入国後又は帰国後の期間が3年以内で、海外現地校等で日本語の指導を十分に受けることができなかった海外帰国生徒等については、学力検査問題にルビを振る配慮申請が可能。
13	東京都	
14	神奈川県	特別な配慮は行っていない。
15	新潟県	
16	富山県	面接を実施
17	石川県	
18	福井県	一般入学者選抜において、帰国子女および外国人子女については、本人の申出により、学力検査等を、国語・英語・数学の3教科の学力検査および面接とすることができる。
19	山梨県	検査問題に読めない漢字があれば監督者が読み上げる。ただし、国語の検査問題については指示文のみとする。
20	長野県	社会科に替えて面接を、国語に替えて作文を実施する。帰国後の年数により、ふりがな付きの5教科の検査問題を実施（時間延長なし）することもある。
21	岐阜県	外国で生まれ育った者等で、原則として入（帰）国後6年以内の者を対象として、申請があれば、学力検査問題の問題文等の漢字についてルビを振る。
22	静岡県	一般選抜と同じ日程で、特別選抜（海外帰国生徒選抜）を実施する。学力検査の内容は一般選抜と同じ。
23	愛知県	9校では、特別選抜を実施し、試験教科を軽減している。なお、特別選抜で合格とならなかった場合は、一般選抜の受検者として再度合否判定される。
24	三重県	・前期選抜は、一般の入学者選抜と同じ検査内容で実施する。 ・後期選抜は、作文と面接を実施し、各高等学校長の判断により学力検査を課することができる。作文と面接の使用言語については、母語（または英語）又は日本語により実施できることとし、各高等学校長が定める。
25	滋賀県	特別検査場での受検
26	京都府	
27	大阪府	国語において作文及び小論文形式の独立した問題が出題された場合はキーワードとなる語に受験者が希望する外国語を併記する。
28	兵庫県	推薦入学による入学者の選抜において、国際に関する学科について、帰国生徒の事情を配慮しながら、総合的に合否の判定を行う。
29	奈良県	国語の代わりに、作文並びに面接を実施。

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(1) 帰国生徒②－2

No.	都道府県	②－1 のオの具体的内容
30	和歌山県	帰国生徒を定義し、該当者については一定の手続きを経て、当該高等学校長が入学者選抜学力検査の成績等を勘案し、募集定員を超えて入学を許可することができる。
31	鳥取県	
32	島根県	受検生の申請に基づき、志願者と教育委員会で協議の上、特別措置の内容を判断する。
33	岡山県	
34	広島県	社会及び理科の一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を実施する。
35	山口県	
36	徳島県	県内の公立高等学校28校すべてにおいて、特別な配慮を必要とする受検生の申請・要望があれば、受検先の学校長が適切に特別な配慮を決定することとしている。
37	香川県	
38	愛媛県	当該者の海外現地学校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議し実施する。
39	高知県	個別に相談や要望等があれば、協議の上で対応する。
40	福岡県	【福岡県】 特別学力検査【19校】 国語、数学、外国語（英語）の特別学力検査を行うほか、作文及び面接を実施。 検査期日及び選考結果通知を早期に設定。 推薦入学の特例措置【4校】 英語科において、海外での経験等を通じて培った国際性を積極的に評価する。 【福岡市】 帰国生徒等特例措置特別学力検査を実施している。（国語、数学、外国語（英語）、作文、面接）また、一般入試において特例措置を実施している。 【北九州市】 帰国生徒等特例学力検査室を設けて実施
41	佐賀県	①の検査教科の軽減と、②のア・ウを希望に応じて合わせて行っている。
42	長崎県	日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文、面接（日本語を含む）
43	熊本県	
44	大分県	検査時間の延長と別室受験
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	配慮願により、受検生の状況や中学校における対応を確認し、ルビ振り、試験時間の延長、面接における配慮等を実施。また、特別定員枠は設定していないが、定員等については弾力的に取り扱っている。

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(1) 帰国生徒③

No.	都道府県	③入学定員枠 各学校における帰国生徒の特別定員枠の設定状況	
		ア 特別定員枠を設定している	イ 特別定員枠を設定していない（特別定員枠を設けていないが入学を認める等の場合も含む）
1	北海道	○	○
2	青森県		○
3	岩手県		○
4	宮城県		○
5	秋田県		○
6	山形県		○
7	福島県	○	○
8	茨城県	○	
9	栃木県		○
10	群馬県		○
11	埼玉県	○	○
12	千葉県	○	○
13	東京都	○	○
14	神奈川県	○	○
15	新潟県		○
16	富山県	○	○
17	石川県	○	○
18	福井県		○
19	山梨県	○	
20	長野県		○
21	岐阜県	○	○
22	静岡県	○	○
23	愛知県	○	○
24	三重県	○	○
25	滋賀県		○
26	京都府	○	○
27	大阪府	○	○
28	兵庫県		○
29	奈良県	○	○
30	和歌山県		○
31	鳥取県		○
32	島根県		○
33	岡山県	○	○
34	広島県	○	○
35	山口県		○
36	徳島県		○
37	香川県		○
38	愛媛県		○
39	高知県		○
40	福岡県		○
41	佐賀県	○	○
42	長崎県		○
43	熊本県		○
44	大分県	○	○
45	宮崎県	○	
46	鹿児島県		○
47	沖縄県		○
計		22	44

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(2) 外国人生徒①

No.	都道府県	①外国人生徒に対する入学者選抜の状況				
		ア 学力検査の検査教科を軽減している	イ 学力検査の検査教科は同一とし、基礎的・基本的な問題を出題	ウ 学力検査を実施しない	エ 特別な配慮等 は実施しない	オ その他
1	北海道					○
2	青森県					○
3	岩手県					○
4	宮城県	○				○
5	秋田県					○
6	山形県					○
7	福島県				○	○
8	茨城県	○				○
9	栃木県	○				○
10	群馬県	○				
11	埼玉県	○			○	
12	千葉県			○		
13	東京都			○		○
14	神奈川県	○				○
15	新潟県	○				
16	富山県					○
17	石川県			○		○
18	福井県	○				
19	山梨県	○			○	
20	長野県					○
21	岐阜県	○				
22	静岡県					○
23	愛知県				○	○
24	三重県				○	○
25	滋賀県					○
26	京都府					○
27	大阪府	○				
28	兵庫県	○			○	
29	奈良県					○
30	和歌山県					○
31	鳥取県	○				
32	島根県					○
33	岡山県					○
34	広島県	○			○	○
35	山口県					○
36	徳島県					○
37	香川県					○
38	愛媛県					○
39	高知県					○
40	福岡県				○	○
41	佐賀県	○				
42	長崎県			○		
43	熊本県	○				○
44	大分県					○
45	宮崎県	○		○		
46	鹿児島県					○
47	沖縄県					○
計		17	0	5	8	34

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(2) 外国人生徒②－1

No.	都道府県	(2)①外国人生徒に対する入学者選抜の状況 ア～ウ、オに該当する特別な配慮				
		ア 出題文の漢字にルビを振る	イ 辞書の持ち込みを許可する	ウ 学力検査時間の延長	エ 外国語による回答を許可する	オ その他
1	北海道				○	○
2	青森県					○
3	岩手県	○				
4	宮城県	○	○	○		○
5	秋田県					○
6	山形県					○
7	福島県					○
8	茨城県	○				○
9	栃木県	○				○
10	群馬県					○
11	埼玉県	○				
12	千葉県				○	○
13	東京都	○	○	○	○	
14	神奈川県	○		○		
15	新潟県					
16	富山県	○				
17	石川県	○				
18	福井県	○				○
19	山梨県					○
20	長野県	○		○		○
21	岐阜県					○
22	静岡県	○				○
23	愛知県	○				○
24	三重県					○
25	滋賀県	○	○	○		○
26	京都府	○		○		
27	大阪府	○	○	○		○
28	兵庫県	○				
29	奈良県	○				○
30	和歌山県	○	○	○		○
31	鳥取県	○	○	○		
32	島根県					○
33	岡山県	○				
34	広島県	○				○
35	山口県	○		○		
36	徳島県	○				○
37	香川県	○		○		
38	愛媛県					○
39	高知県					○
40	福岡県	○ ※1		○ ※1		○ ※2
41	佐賀県	○		○		○
42	長崎県					○
43	熊本県			○		
44	大分県	○		○		○
45	宮崎県	○		○	○	
46	鹿児島県	○		○		
47	沖縄県					○
計		30	6	17	4	31

※1 古賀高等学校組合を除く

※2 福岡県・福岡市・北九州市のみ

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(2) 外国人生徒②－2

No.	都道府県	②－1 のオの具体的内容
1	北海道	全ての高校で、生徒等が希望する場合、教育委員会と協議し、個別の事情に応じた配慮を行っている。
2	青森県	中学校での支援状況等、受検生の状況に応じて対応している。
3	岩手県	
4	宮城県	別室での受験、拡大版の問題冊子の使用、ヒジャブの着用
5	秋田県	志願先高等学校長は、選抜に当たって次のような配慮をすることができる。(1) 学力検査等実施の参考とするため、事前に面接、作文等を行って、日本語能力をみること (2) (1)の結果や生徒の海外での学習状況等を考慮して、学力検査の実施時間を延長すること等
6	山形県	「その他事情等に配慮して選抜を行うこと。」としている。
7	福島県	「外国人生徒等に係る特別枠選抜」を7校で実施する。英語（又は自国語）又は日本語による作文と面接を実施する。校長の判断により、基礎学力検査を課することができる。
8	茨城県	学力検査のほかに面接を行っている
9	栃木県	学力検査は行わず、面接をもってこれに代える。ただし、高等学校長の判断によって、学校独自検査（ルビが付されたもの）及び作文を行うことができる。
10	群馬県	学力検査を実施する教科は、「数学」及び「英語」とし、別室にて、「国語」に替えて「作文」（内容等については高等学校長が定める。）、「社会」及び「理科」に替えて「面接」を実施する。
11	埼玉県	
12	千葉県	入国後3年以内の外国籍の受検者については、検査問題にルビを振る特別配慮が可能。
13	東京都	
14	神奈川県	
15	新潟県	
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	一般入学者選抜において、帰国子女および外国人子女については、本人の申出により、学力検査等を、国語・英語・数学の3教科の学力検査および面接とすることができる。外国人生徒等特別選抜志願者は、本人の申出により、出題文の漢字にルビを振った学力検査とすることができる。
19	山梨県	検査問題に読めない漢字があれば監督者が読み上げる。ただし、国語の検査問題については指示文のみとする。
20	長野県	社会科に替えて面接を、国語に替えて作文を実施する。帰国後の年数により、ふりがな付きの5教科の検査問題を実施（時間延長なし）することもある。
21	岐阜県	外国で生まれ育った者等で、原則として入（帰）国後6年以内の者を対象として、申請があれば、学力検査問題の問題文等の漢字についてルビを振る。
22	静岡県	一般選抜と同じ日程で、特別選抜（外国人生徒選抜）を実施する。学力検査に代えて、日本語基礎力検査を実施する。
23	愛知県	12校では特別選抜を実施し、試験教科を軽減するとともに、基礎的な問題とする。面接は個人面接とする。
24	三重県	・前期選抜は、一般の入学者選抜と同じ検査内容で実施する。・後期選抜は、作文と面接を実施し、各高等学校長の判断により学力検査を課することができる。作文と面接の使用言語については、母語（または英語）又は日本語により実施できることとし、各高等学校長が定める。
25	滋賀県	特別検査場での受験
26	京都府	
27	大阪府	国語において作文及び小論文形式の独立した問題が出題された場合はキーワードとなる語に受験者が希望する外国語を併記する。
28	兵庫県	
29	奈良県	国語の代わりに、作文並びに面接を実施。
30	和歌山県	中学校から提出される学力検査特別措置願により、公平・公正を担保しつつ柔軟に対応している。
31	鳥取県	
32	島根県	受検生の申請に基づき、志願者と教育委員会で協議の上、特別措置の内容を判断する。

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(2) 外国人生徒②－2

No.	都道府県	②－1 のオの具体的内容
33	岡山県	
34	広島県	社会及び理科の一般学力検査に代えて作文及び面接による受検を実施する。
35	山口県	
36	徳島県	県内の公立高等学校28校すべてにおいて、特別な配慮を必要とする受検生の申請・要望があれば、受検先の学校長が適切に特別な配慮を決定することとしている。
37	香川県	
38	愛媛県	当該者の海外現地学校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議し実施する。
39	高知県	個別に相談や要望等があれば、協議の上で対応する。
40	福岡県	【福岡県】 特別学力検査【19校】 国語、数学、外国語（英語）の特別学力検査を行うほか、作文及び面接を実施。 検査期日及び選考結果通知を早期に設定。 【福岡市】 帰国生徒等特例措置特別学力検査を実施している。（国語、数学、外国語（英語）、作文、面接）また、一般入試において特例措置を実施している。 【北九州市】 帰国生徒等特例学力検査室を設けて実施
41	佐賀県	①の検査教科の軽減と、②のア・ウを希望に応じて合わせて行っている。
42	長崎県	日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文、面接（日本語を含む）
43	熊本県	
44	大分県	検査時間の延長と別室受験
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	配慮願により、受検生の状況や中学校における対応を確認し、ルビ振り、試験時間の延長、面接における配慮等を実施。また、特別定員枠は設定していないが、定員等については弾力的に取り扱っている。

Ⅱ. 選抜方法

5. 帰国生徒・外国人生徒の受入（編入学を含まない）

(2) 外国人生徒③

No.	都道府県	③入学定員枠 各学校における外国人生徒の特別定員枠の設定状況	
		ア 特別定員枠を設定している	イ 特別定員枠を設定していない（特別定員枠を設けていないが入学を認める等の場合も含む）
1	北海道	○	○
2	青森県		○
3	岩手県		○
4	宮城県		○
5	秋田県		○
6	山形県		○
7	福島県	○	○
8	茨城県	○	
9	栃木県		○
10	群馬県		○
11	埼玉県	○	○
12	千葉県	○	○
13	東京都	○	○
14	神奈川県	○	○
15	新潟県		○
16	富山県		○
17	石川県	○	○
18	福井県	○	○
19	山梨県	○	○
20	長野県		○
21	岐阜県	○	○
22	静岡県		○
23	愛知県	○	○
24	三重県	○	○
25	滋賀県		○
26	京都府		○
27	大阪府	○	○
28	兵庫県	○	○
29	奈良県	○	○
30	和歌山県		○
31	鳥取県		○
32	島根県		○
33	岡山県		○
34	広島県	○	○
35	山口県		○
36	徳島県		○
37	香川県		○
38	愛媛県		○
39	高知県		○
40	福岡県		○
41	佐賀県	○	○
42	長崎県		○
43	熊本県		○
44	大分県	○	○
45	宮崎県	○	
46	鹿児島県		○
47	沖縄県		○
計		20	45

Ⅲ. 入学者選抜の改善状況

1. 入学者選抜の資料・方法における改善

No.	都道府県	令和7年度入試における改善措置
1	北海道	特記事項なし
2	青森県	特記事項なし
3	岩手県	令和7年度から、推薦入学者選抜を廃止し、特色入学者選抜を導入した。特色入学者選抜は、部活動等の実績(大会の成績)を出願の要件とせず、生徒が、志願先高校の求める生徒像等を参考にして出願することとした。選抜は、調査書、志願理由書のほか、各高校の「入学者受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)」を踏まえて実施する検査(面接、小論文、作文、実技、口頭試問、プレゼンテーション等の中から1～2項目)によって実施した。
4	宮城県	特記事項なし
5	秋田県	特記事項なし
6	山形県	特記事項なし
7	福島県	各校のアドミッション・ポリシーを、各校の選抜方法一覧、募集要項に記載した。特色選抜における「志願してほしい生徒像」をアドミッション・ポリシーに基づくものと整理した。
8	茨城県	調査書の様式について、観点別学習状況や行動の記録、体力テストの項目を削除したほか、欠席日数について1・2年を削除するなど、入学者選抜の資料として真に必要な項目となるよう精選を行った。
9	栃木県	特記事項なし
10	群馬県	特記事項なし
11	埼玉県	特記事項なし
12	千葉県	特記事項なし
13	東京都	特記事項なし
14	神奈川県	特記事項なし
15	新潟県	特記事項なし
16	富山県	特記事項なし
17	石川県	特記事項なし
18	福井県	特記事項なし
19	山梨県	・調査書の評価を用いない「長期欠席者等を対象とした特別選抜」を実施(除く北杜市立甲陵高等学校) ・学力検査で受検生の多面的な能力を計るため、各教科において、知識・技能に偏ることなく思考力・判断力・表現力を問う出題をするなどの改善を引き続き行っている。
20	長野県	すべての選抜に学力検査と面接を実施。 調査書の「出欠と健康の記録」「行動の記録」の欄を削除。「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄を「総合所見及び特記事項」と名称を変更。
21	岐阜県	・受検上の特別配慮措置を導入。外国で生まれ育った者等で、原則として入(帰)国後6年以内の者を対象として、申請があれば、学力検査問題の問題文等の漢字についてルビを振る。 ・調査書様式を変更。「欠席の記録」及び「総合的な学習の時間の記録」の欄を削除。
22	静岡県	特記事項なし
23	愛知県	特記事項なし
24	三重県	特記事項なし
25	滋賀県	特記事項なし
26	京都府	出席日数により不利に取り扱われるのではないかと懸念を払拭するため、報告書(調査書)の出欠の記録欄を削除した。
27	大阪府	特記事項なし
28	兵庫県	特記事項なし
29	奈良県	特記事項なし
30	和歌山県	特記事項なし
31	鳥取県	特記事項なし
32	島根県	特記事項なし
33	岡山県	特別支援学級に在級している生徒の学習の記録が文章で記述されている場合に、調査書に添えて提出する別紙様式を追加した。
34	広島県	自己表現カードの作成及び提出を廃止した。
35	山口県	特記事項なし
36	徳島県	特記事項なし
37	香川県	特記事項なし
38	愛媛県	受検者が、自身の学習意欲や興味・関心、又は、得意とする文化・スポーツ活動等を生かすことができる特色入学者選抜を実施。
39	高知県	特記事項なし

Ⅲ. 入学者選抜の改善状況

1. 入学者選抜の資料・方法における改善

No.	都道府県	令和7年度入試における改善措置
40	福岡県	【福岡県】特記事項なし 【福岡市】博多工業高校では個性重視の特別試験(面接)を実施し、受検者の多様な個性を評価。また学科の特性にあわせ、調査書で、技術・家庭を加重教科として、評価を1.5倍とした。さらに学力検査では、数学を加重教科として、得点を1.5倍とした。 福岡女子高校の国際教養科では学科の特性にあわせ、学力検査では英語の得点を1.5倍とした。 【北九州市】 特色化選抜では令和7年度入試から調査書における各教科の評定以外に取得した検定等に応じた加点制度を導入した。多様な生徒の獲得のために令和6年度入試の2方式に加えて、新たにプレゼンテーション型選抜を追加し、個人で表現し、発表する選抜方法を取り入れた。 【久留米市】特記事項なし 【古賀組合】特記事項なし
41	佐賀県	特記事項なし
42	長崎県	令和7年度入学者選抜から「前期選抜」と「後期選抜」の2回から、「特別選抜」「一般選抜」「チャレンジ選抜」の3回の選抜に変更。「特別選抜」は、多様な個性や特性をいかせるように、出願要件を満たす者が自己推薦の形で出願する。調査書、面接またはプレゼンテーションなどで選抜を行う。「一般選抜」は、学力検査、調査書、面接を資料として、学校毎に比重を設定。学力検査に探究的な問題を2割程度出題したり、数学と英語で難易度の異なる問題を学校毎に選択できるようにする。また、選抜日程までの中学校の授業進捗に配慮して、学習内容の一部を出題範囲から除いている。「チャレンジ選抜」は、丁寧できめ細かな指導を行う学校において再募集枠として新設。調査書、面接などで評価を行う(離島・半島部の高校で定員未充足の場合)。
43	熊本県	特記事項なし
44	大分県	特記事項なし
45	宮崎県	特記事項なし
46	鹿児島県	特記事項なし
47	沖縄県	生徒が主体的な学びに向かう力の育成と基礎学力の確かな定着を図るため、推薦入試制度から特色選抜制度に変更した。(特色選抜では、学校推薦が必要な推薦入試と異なり、生徒自らが出願することができる。)

Ⅲ. 入学者選抜の改善状況

2. デジタルを活用した取組状況①（一部実施含む）

No.	都道府県	ア 生徒（保護者を含む。以下同じ）が実施要項や編集可能な出願様式をダウンロードできるようにしている	イ 生徒がウェブ出願できるようにしている	ウ 生徒が自治体窓口等に行かずに審査料の納付（キャッシュレス決済）ができるようにしている	エ 中学校が、ウェブシステム上で調査書等必要書類を作成できるようにしている	オ 中学校が、高等学校へウェブシステム上で調査書等必要書類を送付できるようにしている
1	北海道	○	○	○		
2	青森県	○				
3	岩手県	○				
4	宮城県	○				
5	秋田県	○				
6	山形県					
7	福島県	○				
8	茨城県	○	○			
9	栃木県	○				
10	群馬県	○	○	○	○	○
11	埼玉県	○	○	○		
12	千葉県	○	○	○		
13	東京都	○	○	○		
14	神奈川県	○	○	○		
15	新潟県	○	○	○		
16	富山県	○	○	○		
17	石川県					
18	福井県	○	○	○		○
19	山梨県	○				
20	長野県					
21	岐阜県	○	○	○	○	○
22	静岡県					
23	愛知県	○	○	○	○	○
24	三重県	○	○	○	○	○
25	滋賀県	○				
26	京都府	○				
27	大阪府	○	○	○		○
28	兵庫県	○				
29	奈良県	○	○	○	○	○
30	和歌山県	○				
31	鳥取県	○				
32	島根県	○				
33	岡山県	○	○	○		○
34	広島県	○	○	○		○
35	山口県				○	
36	徳島県	○			○	
37	香川県	○				
38	愛媛県	○				
39	高知県	○				
40	福岡県	○ ※1	○ ※2	○ ※2		
41	佐賀県	○				
42	長崎県	○				
43	熊本県	○	○	○		
44	大分県	○				
45	宮崎県	○				
46	鹿児島県	○				
47	沖縄県	○	○			○
計		42	20	18	7	10

※1 古賀組合高等学校除く

※2 北九州市のみ

Ⅲ. 入学者選抜の改善状況

2. デジタルを活用した取組状況②（一部実施含む）

No.	都道府県	カ 高等学校が、学力検査等において自動採点システムを活用している	キ 生徒がウェブサイト等で合格発表を確認できるようにしている（HPに掲載、マイページでの個別確認、メールでの送信等）	ク その他	クの具体的内容
1	北海道		○	○	・道外からの推薦入学者選拔出願者のうち希望者を対象に、通信機器を活用した遠隔面接を実施している。 ・ウについては、札幌市立高校のみ実施している。
2	青森県		○		
3	岩手県		○		
4	宮城県		○		
5	秋田県		○		
6	山形県		○		
7	福島県		○	○	一部の学校において、デジタル採点システムを活用して、学力検査の採点を行った。
8	茨城県	○	○	○	県外（隣接県区域を除く）及び海外からの志願者においては、入学者選抜手数料の電子納付（クレジットカード又はペイジー）を認めている。
9	栃木県	○	○		
10	群馬県	○	○		
11	埼玉県		○		
12	千葉県	○	○		
13	東京都	○	○		
14	神奈川県	○	○		
15	新潟県		○		
16	富山県		○		
17	石川県	○			
18	福井県		○		
19	山梨県		○		
20	長野県	○	○		
21	岐阜県	○	○		
22	静岡県		○	○	特定市において、インターネットを用いた出願及び検定料の電子納付を試行した。一部の高校において、自動採点システムの活用を試行した。
23	愛知県	○	○		
24	三重県	○	○		
25	滋賀県				
26	京都府		○	○	入学検査手数料をコンビニ又は銀行で納付（現金）できるようにしている。
27	大阪府	○	○		
28	兵庫県				
29	奈良県		○		
30	和歌山県		○		
31	鳥取県	○	○		
32	島根県	○	○		
33	岡山県		○		
34	広島県		○		
35	山口県	○	○		
36	徳島県			○	2月実施の育成型選抜では、28校中13校が実技等の検査で自己表現やプレゼンテーションを実施し、そのうち、9校が受検者によるタブレット端末等の使用を可能とした。
37	香川県		○		
38	愛媛県		○		
39	高知県		○		
40	福岡県		○		
41	佐賀県		○		
42	長崎県		○		
43	熊本県		○	○	入学者選抜手数料をコンビニエンスストアで納付できるようにしている。
44	大分県	○	○	○	全ての高校で入学者選抜処理システムを活用し、教職員の入試事務の効率化による負担軽減の取組を行っている。
45	宮崎県	○	○	○	面接時間については、特設サイトに掲載するようにした。
46	鹿児島県		○		
47	沖縄県		○	○	・オについては、出願書類の一部を送付できるようにしている。 ・デジタル採点ソフトを全学校に配布している。（学力検査等での利用については、各学校判断としている。）
計		17	43	10	

Ⅲ. 入学者選抜の改善状況

3. スクール・ポリシーの入学選抜への活用状況

No.	都道府県	令和7年度入試における改善措置
1	北海道	・北海道教育委員会及び各高等学校のウェブページに、推薦入学者選抜実施校の「入学者の受入れに関する方針等」を掲載するようにしている。 ・各学科における推薦による入学者の割合について、大学科ごとに定める推薦枠（例：普通科10～40％）の範囲において10％ごとに、各学校の裁量で定めることとしている。 ・推薦入学者選抜において、出願する高等学校の「入学者の受入れに関する方針」に合うと考える生徒が自己推薦できることとしている。
2	青森県	受検生・保護者に公表している「青森県立高等学校入学者選抜における求める生徒像・選抜方法等一覧」では、各校のアドミッションポリシーに基づいて作成された「求める生徒像」を示している。
3	岩手県	令和7年度から導入した特色入学者選抜において、各高校の「入学者受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を踏まえた検査（面接、小論文、作文、実技、口頭試問、プレゼンテーション等の中から1～2項目）を実施した。
4	宮城県	アドミッション・ポリシーを踏まえて、学校・学科ごとに「求める生徒像」を作成し、例年5月を目途に公表している。
5	秋田県	各校及び県ホームページで「求める生徒像」を示している。
6	山形県	各高等学校が作成する募集要項に、アドミッション・ポリシーを記載することとしている。
7	福島県	各校のアドミッション・ポリシーを、各校の選抜方法一覧、募集要項に記載した。特色選抜における「志願してほしい生徒像」をアドミッション・ポリシーに基づくものと整理した。
8	茨城県	特記事項なし
9	栃木県	スクール・ポリシーを含む「学校（学科）情報」と「入試情報」を合わせてホームページに掲載している。
10	群馬県	アドミッション・ポリシーに基づき、学力検査や調査書、面接等の各検査項目の比率を学校独自に設定できることとしている。
11	埼玉県	特記事項なし
12	千葉県	スクール・ポリシーに沿った選抜・評価方法を定めるよう、各校に通知している。
13	東京都	都立高等学校のアドミッション・ポリシーは、「本校の期待する生徒の姿」として東京都教育委員会を取りまとめ、例年9月を目途に公表している。
14	神奈川県	一部の高等学校で、アドミッション・ポリシーに基づいた特色検査の実施、評価をしている。
15	新潟県	入学者選抜要項の別冊として、各高等学校のアドミッション・ポリシーの一覧を配付している。
16	富山県	特記事項なし
17	石川県	特記事項なし
18	福井県	各学校がスクールポリシーを踏まえて、特色選抜の資格要件を作成
19	山梨県	全日制の課程における前期募集（推薦入試）において、当該校のスクール・ポリシーなどを掲載した冊子を作成し、各中学校に配付を行った。北杜市立甲陵高等学校では、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを実施要項に掲載している。
20	長野県	学校のホームページ上で、各学校のアドミッション・ポリシーと入学者選抜実施内容を、同一ページに配置している。
21	岐阜県	特記事項なし
22	静岡県	一般選抜の学校裁量枠において、スクール・ポリシーを踏まえた観点や審査項目（学科への適性、探究活動等）を各校で設定することができる。
23	愛知県	特色選抜において、特色選抜実施校が作成する実施要項に掲載した「求める生徒像」は、スクール・ポリシーを踏まえたものであることとした。
24	三重県	前期選抜を実施する各高校について、「学校の特色」や「選抜において重視する要件」を実施要項に掲載している。
25	滋賀県	特記事項なし
26	京都府	前期選抜で各校が定める求める生徒像において、アドミッションポリシーを引用する学校がある。
27	大阪府	各高等学校のアドミッションポリシーを取りまとめ、ウェブページに掲載するとともに、自己申告書及び調査書中の「活動/行動の記録等」を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を、優先的に合格とする。
28	兵庫県	各高等学校が作成する募集要項にスクール・ポリシーを明示している。

Ⅲ. 入学者選抜の改善状況

3. スクール・ポリシーの入学者選抜への活用状況

No.	都道府県	令和7年度入試における改善措置
29	奈良県	特記事項なし
30	和歌山県	スクールポリシーを基に求める生徒像を作成している。
31	鳥取県	各高等学校のアドミッション・ポリシーを入学者選抜実施要項において掲載
32	島根県	各高等学校の「求める生徒像」の一覧表を県教育委員会のホームページに掲載したり、各校が作成する募集要項内に、自校の「求める生徒像」を記載したりしている。
33	岡山県	各高等学校のアドミッション・ポリシーを県教委で取りまとめてHPに掲載するとともに、実施要項に「出願に当たっては、各高等学校が示す「三つの方針」等を参考とすること。」と明記している。
34	広島県	特記事項なし
35	山口県	各高等学校のアドミッション・ポリシーを入学者選抜実施要領に掲載している。
36	徳島県	2月実施の育成型選抜では、全ての高等学校で文化分野又はスクール・ポリシーに関する分野の募集を、少なくとも1分野以上行う。また、各高等学校長は、スクール・ポリシーを踏まえ、各高等学校が定めた運動分野及び文化・ポリシー分野について出願要件を示す。さらに、各高等学校長は、スクール・ポリシー及び出願要件を踏まえ、調査書、活動記録及び学力検査の成績並びに各高等学校において実施した検査の結果を資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。 3月実施の一般選抜では、配点は各教科100点で合計500点を基本とする。ただし、各高等学校がスクール・ポリシーに基づき重視する教科については、合計100点まで加えて傾斜配点することができる。傾斜配点をする教科とその配点は、各高等学校長が県教育委員会との協議の上、定める。また、面接における質問の内容には、各高等学校のスクール・ポリシーに関する質問を含む。さらに、各高等学校長は、スクール・ポリシーを踏まえ、調査書と学力検査の成績に基づき、面接の結果等も資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。 第2次募集選抜では、各高等学校長は、スクール・ポリシーを踏まえ、調査書、作文、面接の結果及び各高等学校において実施した検査の結果等を資料として、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。 以上のことは、 「令和7年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項」、 「令和7年度徳島県公立高等学校入学者選抜生徒募集案内」、 「令和7年度徳島県公立高等学校入学者選抜について（生徒・保護者の皆さまへ）」 の冊子の中で示している。 （いずれの冊子も、徳島県入試情報サイトで確認することができる。）
37	香川県	自己推薦選抜では、求める生徒像を入学者選抜実施細目において掲載しており、各高等学校は、求める生徒像にそって、調査書その他必要な書類、検査の結果及び面接の結果を資料とし、入学者の選抜を行っている。なお、各高等学校では、自己PR書に基づき、面接を実施することで、生徒自らが高校の求める生徒像をふまえて、得意分野や長所、進学目的等を積極的にアピールすることができるようにしている。
38	愛媛県	特色入学者選抜を導入し、志願者が、志願する高校のアドミッション・ポリシーをよく理解し、自らの夢の実現に向けて、グラデュエーション・ポリシーに示す資質・能力の習得に向けて努力できる者が出願できるようにした。
39	高知県	特記事項なし
40	福岡県	【福岡県】特記事項なし 【福岡市】特記事項なし 【北九州市】アドミッション・ポリシーを入学者選抜実施要項において掲載 【久留米市】特記事項なし 【古賀組合】特記事項なし
41	佐賀県	各学校の「求める生徒像」（アドミッション・ポリシー）を県教育委員会のホームページに掲載するとともに、関係中学校へデータで配付している。各学校が開催する学校説明会において、求める生徒像を周知している。
42	長崎県	特記事項なし

Ⅲ. 入学者選抜の改善状況

3. スクール・ポリシーの入学選抜への活用状況

No.	都道府県	令和7年度入試における改善措置
43	熊本県	学校独自検査を実施し、アドミッション・ポリシーとの適合を評価できるようにしている。
44	大分県	推薦入試の推薦要件を教育委員会ホームページ及び学校ホームページで公表し、その中でアドミッションポリシーを明記することとした。
45	宮崎県	各学校のアドミッション・ポリシー等を推薦入学者要項に記載している。
46	鹿児島県	一部の高校で、それぞれの高校で作成する入学者選抜募集要項に、スクール・ポリシー、アドミッション・ポリシー、グラデュエーション・ポリシー等を掲載している。
47	沖縄県	特色選抜においては、各学校がアドミッション・ポリシーに基づいて選抜項目を定めている。

IV. 入試の点検等

入試ミスの把握

(1) 令和7年度の合格者確定後に発覚した入試ミスの件数及び追加合格者数

No.	都道府県	令和7年度			
		①選考処理上のミス		②出題内容のミス	
		人数（件数）	追加合格者数 （当該年度分）	人数（件数）	追加合格者数 （当該年度分）
1	北海道	0	0	0	0
2	青森県	0	0	0	0
3	岩手県	0	0	0	0
4	宮城県	0	0	0	0
5	秋田県	0	0	0	0
6	山形県	0	0	0	0
7	福島県	0	0	0	0
8	茨城県	0	0	0	0
9	栃木県	0	0	0	0
10	群馬県	0	0	0	0
11	埼玉県	0	0	0	0
12	千葉県	0	0	0	0
13	東京都	0	0	0	0
14	神奈川県	0	0	0	0
15	新潟県	0	0	0	0
16	富山県	0	0	0	0
17	石川県	0	0	0	0
18	福井県	0	0	0	0
19	山梨県	0	0	0	0
20	長野県	0	0	0	0
21	岐阜県	0	0	0	0
22	静岡県	0	0	0	0
23	愛知県	0	0	0	0
24	三重県	39人	0	0	0
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	0	0	0	0
27	大阪府	0	0	0	0
28	兵庫県	0	0	0	0
29	奈良県	0	0	0	0
30	和歌山県	0	0	0	0
31	鳥取県	0	0	0	0
32	島根県	0	0	0	0
33	岡山県	0	0	0	0
34	広島県	0	0	0	0
35	山口県	0	0	0	0
36	徳島県	0	0	0	0
37	香川県	0	0	0	0
38	愛媛県	0	0	0	0
39	高知県	0	0	0	0
40	福岡県	0	0	0	0
41	佐賀県	0	0	0	0
42	長崎県	0	0	0	0
43	熊本県	0	0	0	0
44	大分県	0	0	0	0
45	宮崎県	0	0	0	0
46	鹿児島県	0	0	0	0
47	沖縄県	0	0	0	0